

第八十四回
參議院商工委員會會議

卷之三

午前十一時五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 楠正俊君

海防保安片警
救難部長
消防技術監理
村田 光吉君
矢筈野義郎君

石油開発公団總 惠水 八大音

裁
石油開発公団理
江口
裕通君

事

議に付した案件

席要求に関する件

の一部を改正する法律案(内閣提出、

國法及び石炭及び石油対策特別会計

改正する法律案(内閣提出、衆議院送

報業振興臨時措置法案(内閣提出)

卷之三

第一百五十六条第六項の規定に基づく
総合検査所の出張所の設置に関する

るの件(内閣提出、衆議院送付)

及び円高対策に関する請願(第一二)

店舗法の改正促進に関する請願(第

和に関する請願(第二六〇号外六件)

機打開のための緊急施策に関する讀

号外八三件

地区の大型店進出延期等に関する議

第九部
商工委员会会議錄第二十五号

商工委員會會議錄第一十五號 昭和五十三年六月十六日

三九〇

- 中小企業の景気回復等に関する請願(第四〇〇
三号外三件)

○消費者側からの流通法規の見直しに関する請願
(第四三一五五号外三件)

○水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第
四五七二号外四件)

○中小企業の不況対策に関する請願(第四八八一
号外一件)

○札幌市真駒内地区の地域暖房事業の助成に關す
る請願(第五二一〇号外一件)

○流通関係法規の規制緩和に関する請願(第五五
三五号外一〇件)

○大規模小売店舗法等の改正に関する請願(第五
七七三号外二件)

○ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願(第五
八九二号外一五件)

○冠婚葬祭互助会法制定に関する請願(第六二一七
七号外三〇件)

○円高為替差益の実態調査等に関する請願(第六
八八九号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長補正後君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

○委員長補正後君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

○ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願(第五
八九二号外一五件)

○円高為替差益の実態調査等に関する請願(第六
八八九号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○政府委員(森山信吾君) 機電法が昭和四十六
年に制定されまして七年間運営をさせていただい
たわけでございますが、その間、対象の機種とい
たしまして政令指定をいたしましたものが九十八
機種ございました。それから資金の助成を行いま
したものが日本開発銀行及び中小企業金融公庫を
通じまして七十億円でございました。それから
機電法に基づきます共同行為、規格の制限が九葉
種、品種の制限が一業種、合計いたしまして十業
種の共同行為の指示を行つたわけでございます。
こういった一連の政策によりましてどういう
成果が上がったかという御質問でござります
が、これを定性的に申し上げることは大変困難か
と思いますが、あえて定性的に申し上げますと、
機電法を施行いたします前の昭和四十五年と昭和
五十年を比較をしてみた場合に、ます生産額におき
ましては大体二倍ぐらいになつておるわけでござ
いまして、四十兆円ぐらいに達しております。そ
れから輸出額が三・七倍でございまして、約十二
兆円に達しておるということでございまして、ま

あ機電法があつたためにこれだけ生産額がふえ、あるいは輸出額がふえたという直接的な因果関係はなかなか申し上げにくいわけでございますけれども、私どもの意識といつましても、機電法が呼び水となりましてこういつた機械工業の進展が図られたのではないか、こういう意識を持つておるわけでございます。

そこで、具体的に機械工業の中でどういう変化があつたかということをかいしまで申し上げますと、第一点は、機械工業がこれだけ進展いたしましたのは、一つは設備のスクラップ・アンド・ビルトが進んだのではないかと思うわけでござります。この設備のスクラップ・アンド・ビルトはまさに機電法で志向したところでございますので、先ほど申し上げました開発銀行あるいは中小企業金融公庫等の融資がこういつたスクラップ・アンド・ビルトに相当な呼び水的な効果を果たしたものではないか、こういう気がいたしております。それから第二番目の問題といたしまして、機電法はいわゆる機電一体、機械と電子工業を組み合わせるということを政策目途としたわけでござりますけれども、從来、単体機械の振興は図られておりましたが、機電法によりまして、いま申し上げた機械と電子の組み合わせがかなり進んでまいりました、こういうことが言えようかと思ひます。その端的な例として申し上げますと、金属工作機械があつたかと思いますが、御承知のように、金属工作機械は、現在はNC工作機械というものが普遍的になつておるわけでございます。機電法施行前は工作機械のNC化率は八%程度であつたわけでござりますけれども、昭和五十一年には二二%に達しておりますけれども、現在金属工作機械の大半を占めるのはいま申し上げましたNC工作機械ではないかと、こういうことでございます。

それから三番目に申し上げたいことは、機械工業のウイークポイントでございます多品種小量生産形態の解消といいます。これにつきましては、いわゆる共同化、グループ化というものを通しまして幾らかでもその解消に役立つた

のではないか、こういう感じがしておるわけでござります。

以上申し上げましたようなことは一つのメリットとして考へられてゐるのでございますけれども、では、どういう問題点が生じてきたかという点でございます。これは機械工業というものを日本本の産業構造の中核的な業種といたしますして育成いたしてまいりまして、冒頭に申し上げましたように、輸出も大変好調になつてしましました。その輸出の好調が現在大変大幅な経常収支の黒字と

いう問題とリンクして問題があるのではないかと、こういう御指摘がござります。しかし、私たちの意識といたしましては、日本の産業構造に占めます機械工業の進展というものの役立たわけでござりますけれども、たまたま内需の大変な低迷、あるいは国際的な景気の長期にわたる停滞、こういう問題がございまして、いま申し上げまし

た経常収支の大黒字という問題があつたわけでござりますので、機電法と直接的な因果関係はない、こういうふうな解説をしておるわけでございまます。なお私どもが意識といたしまして問題と

思つております点は、る申し上げましたように、機電法はいわばハードウエアの振興を図つてきました。世の中はだんだんとシステム化されてまいりますので、單にハードウエアの振興だけでは十分ではない、こういう意識がござります。日本の機械工業はハード面におけるおきまして相当先端的な成功をおさめたのではな

いかと、こういう気がいたしますけれども、ソフトウエア面におきましてなお欧米諸国に比べまして劣悪なる条件にある、こういう反省がござりますので、今回機情法といたしましてハードウエアを取り上げさせていただいた、こういうことでござります。

○大森昭君 メリットがあつたよがないようなら、ちょっと説明が長いからあれですが、いずれにいたしましても、從来の機電法の中で役割りを果たしてきたというお話を理解をいたしますが、いずれにしても、いまお話しのように、ハードウ

エアからソフトウエアへという新しい客観情勢の変化もあるでしようし、厳しい世界の経済の動きもあるでしようし、いろいろな点から検討されたのだろうと思うのであります。しかし、率直に申しあげまして、もう少し改正をするという立場にいなければ基本的にやるべきじゃないかという意見もありますし、中途半端なものなら機電法をそのまま延長したっていいじゃないかというような意見もあるようであります。いざれにいたしまして、機情法を提案されておるわけであります。説明をちょっと短かくしまして、機電法と今回改正をされて提案をされておる法律の手直しした部分を端的にちよつと説明していただけますか。

○政府委員(森山信吾君) 機情法をお出しするに際しまして、延長か新法かという論議をしたわけでございますが、結局は新法でお願いしておるわけでございます。変わった点を申し上げますと、第一点は、先ほどお答え申し上げましたハードウエアの振興だけではなくてソフトウエアを新たな法律の対象にさしていただきたい、これが一番変わった点でございます。そのほか、たとえば機械の指定要件の見直しを若干行つておりますし、あるいは高度化計画策定に当たつての配慮規定をつけ加えたという問題もございます。また指示カルテルの行える場合のうちの条件の変更という問題もございますけれども、一番大きく変わった点は、いま申し上げたソフトウエアを対象に取り上げたということではなかろうかと思います。

○大森昭君 いまのお話によりますと、相当程度ソフトウエアの方に振興策を高めたというような御説明ですが、法案自体をちょっと読ましていただけますと、確かに多少ソフトウエアの関係にと

いうことは言えますけれども、しかし、全体の流れは、率直に申し上げますと、やはり産業といいますか企業といいますか、そういう視点で法案が提案をされているのじやないかというふうに思われるわけです。そこで、やはり産業のあり方というのは、そ

いう企業とか産業という視点も必要ではありますけれども、むしろ産業のあり方の基本というのは、やはり生産をされる物とか、企業とか産業のみならず、問題はこれを利用する国民の立場に立つてやはり行われていませんと、情報化が進むにつれてプライバシーの保護の問題だとか、いろいろなことが論議されております。したがつて、そういう意味合いからいきますと、少しこの法案 자체が手直しをされているとは言いながらも産業だとか企業を中心にしての法案じゃないかと思ひます

で、いろいろ提案されている中に高度化計画などについても言われておりますが、やはりこういう問題は十分利用者の立場に立つて法案の運営がされませんといけませんし、とりわけ、医療関係などについての機械器具というものは厚生省が所管しているのでしようし、そしてまた通信関係の機器については郵政省が從来から所管をしているのだと思ひますので、そういう立場で考えますと、そういう専門的にいろいろ検討をしておる人たちの意見を聞かなければ本当の意味での高度化計画といふのは成り立たないのじやないかと思ひます。その辺はどのように理解をされていますか。○政府委員(森山信吾君) 御指摘のとおりでございまして、私どもは、從来やらしていただきました御法等によりましていわゆる産業振興といふことは成り立たないのじやないかと思ひます。それが、その辺はどのように理解をされていますか。○政府委員(森山信吾君) 御指摘のとおりでございまして、私どもは、從来やらしていただきました御法等によりましていわゆる産業振興といふことを図つてしまつたわけでござります。しかしながら、機械工業、あるいは今後は情報産業といふことになろうと思ひますが、こういったものがユーチャーの観点を十分踏まえた政策でなければならぬという御指摘には全くの同意を感じするところでございまして、私どももそういう配慮は十分してまいりたい、かように思つておる次第でござります。

ちなみに、從来、機電法の時代におきましても、政策決定をする際には審議会に諮問をいたしまして広く関係の方々の御意見を聞いた上で政策決定をする、こういうメカニズムをとつたわけでございまして、今後そういう方向は、機情法を成立させていただきました後にも続けてまいりたい、

かのように考へる次第でござります。ちなみに審議会の構成を申し上げますと、生産業界の方が三名入っておられますし、これに対しましてユーチュア業界といたしまして八名の方が入っておられます。これは先生御指摘のございました関係各省庁の方々もこの中に入っていますので、おられます。十分とは言えないまでもユーチュア業界あるいは関係官庁の方々の御意見を拝聴する仕組みはつくつておるつもりでございます。冒頭に申し上げましたように、先生の御指摘につきましては全く同感でございますので、今後ともそういう方向で関係の方々の御意見を十分政策決定に反映できるようなメカニズムというものをつくり上げていきたい、かように考へる次第でございます。

○大森昭君 先ほどちょっと説明の中にもありますしたけれども、私どもの理解では、この機電法が大企業を優遇して輸出競争力を強化して、ひいては今日の円高になつてあるという批判が海外を中心根強い意見があるのではないかと思うのであります。ですが、今度の法案の中では、こういった点についてははどういうふうに改められておりますか。

○政府委員(大森昭君) 先ほど冒頭にお答え申し上げました機電法時代に約七百十億円の資金的助成をしたというふうに申し上げましたが、そのうちの七割強は、いわゆる中堅中小企業に属する企業でございます。日本開発銀行を通します融資が大部分でござりますから、あたかも大企業に融資されたかのごとく見受けられますけれども、実態的に申し上げますと、資本金十億円以下の企業ということをございまして、七割強がいわゆる中堅中小企業向けの融資であるわけでござります。したがいまして、私どもは、直接大企業に対する融資をする仕組みといたしましての機電法ということについては考えていなかつたわけでござります。御承知のとおり、機械工業といいますものは大変すそ野の広い産業でございまして、このすそ野でございます中堅中小企業の方々のレベルアップというものがなければ機械工業全体のレベルアップは図られない、こういう考え方のものに

○大森昭君 今度の法案には新しく情報産業、省資源、省エネルギー関連産業が対象に加えられたというお話をありましたけれども、まあ、これをまとめて言いますと、いわゆる知識集約産業と呼ばれるのだと思いますが、いずれにいたしましても、この昭和六十年代の展望といいますか、そのことについて、現在の状況とあわせて、通産省側は具体的に何をお持ちになつておられるのですか。

○政府委員(森山信吾君) 情報産業の将来展望につきましては、昭和五十一年に産業構造審議会の情報産業部会がまとめました計量予測がござります。これによりますと、昭和六十年におきます情報処理総額が約八兆円ということでございまして、ちなみに現在の各業種別の生産額を申し上げますと、自動車が約九兆円でございます。船舶が三兆円でござりますけれども、そついた産業について、肩を並べる程度まで昭和六十年には成長するのではないか、こういう予測がございます。

この内訳を申し上げますと、電子計算機の売上高が約二兆五千億になるのではないか、それから情報処理産業の売上高が約一兆三千億になるのではないか、ということをございまして、電子計算機は四・三倍、情報処理産業は五・三倍と、こういった高い成長が期待される業種ではなうかと、かような予測をいたしております次第でございます。

○大森昭君 時間がありませんから、後でまたいままの局長の答弁、また資料を別途御説明していくだきたいと思いますが、そこで、そういうような展望を持つておるというお話を聞連するのだろうと思うのであります。通産大臣が衆議院におきましてわが社会党の洪沢委員の質問に答えて、「二十世紀の第三・四半紀の基幹産業が鉄であるとするならば、第四・四半紀の基幹産業はコンピューターである」と、議事録に書いてあります。が、七〇年代以降の基幹産業がコンピューターで主として中堅中小企業の方々を対象にこの法律の運営を図っていくことが過去の哲学でもござりますし、新しい法案の機情法の哲学でもありますかと思うわけでございます。

あると考える根拠は、通産大臣はどのように根拠をお持ちになつておりますか。

○國務大臣(河本敏夫君) まず第一に、典型的な省資源、無公害、高付加価値産業でありまして、産業構造の高度化を担う戦略産業であると、こういうことであります。第二に、複雑かつ多様化した国民的なニーズにこたえ得る社会経済の中核経済であります。国民生活をサポートする重要な柱であると考えております。それから第三には、その開発、製造のための技術は日進月歩であるばかりでなく、電子工業を中心へ広範囲な産業分野に波及しております。技術先端産業の典型として今後の産業を技術的に支えるものであると考えております。さらに第四といたしまして、産業構造審議会の情報産業部会の昭和六十年度におけるわが国的情報化及び情報産業の計量予測というのがございますが、これを見ますと、昭和六十年代の汎用コンピューター設置金額は約七兆五千億弱となつておりまして、昭和四十九年度末に比べまして三・八倍であります。年の平均伸び率から言いますと一・三%前後の伸び率になつておりますが、きわめて高い成長が見込まれる成長産業であるということ。

○鴨山篤君 委員長、関連です。

間連で政策的な態度についてお伺いをするわけですが、これは本委員会でも議論をされたことあります。たとえばカラーテレビなどの問題につきましてアメリカでトラブルがあつたわけですね。そういう立場でこの機情法を客観的にながめてみますと、産業保護の振興対策である、あるいは輸出振興対策というふうに映るのは当然だと思います。しかし、幸か不幸かわかりませんが、いまわが国のコンピューターを含めてソフトウエアの位置づけというのは、かなりアメリカに比べれば格差があるし、それから日本を基点にします

と東南アジアを含めましてこれまた非常に格差がある。ちょうど日本は中間点にあるわけですが、この法律が制定をされ高度化計画が逐次実践に移されていきますと、当然国際競争力というものを持ってくるわけです。そこで必然的に出てきますのは、日本は非常に産業保護ということに力を入れている、この法律にもありますように、具体的に国が財政的な措置の裏づけをする、それからさらに税金の措置も軽くする、それからさらに輸出に当たりましては関税もまた問題になつてくるということで、例のゼニス社のカラーテレビのごとき相殺関税という問題がこれから出ないとも限らないし、また、最近E.C.の態度がらしいますと、求めて日本を攻撃をしている態度にあるわけですね。したがつて、国内産業を振興しなきやならないエアの分野がこれから相当高いスピードで進んでいきますと、この国際的なトラブルというものは国際的な協調を十分に図っていくという、もうこれも当然なことだと思うのです。このソフトウェアの分野がこれから考えますが、その点についての過去の国際的なトラブルの反省から考えてみて、この計画を推進し、そして、いよいよ輸出を念頭に入れてからなければならぬ私は時代ではないかというふうに考えますが、追いつきながら、なおかつ国際的な協調を図るために何らかの具体的な対応措置というものが私は必要ではないかというふうに考えるわけですから、その点についての考え方があればひとつ明らかにさせていただきたい。

一つの理由は、機電法当時と客観情勢が大幅に変わっているということではないかと思います。その大幅に変わりました客観情勢の一つの中に国際摩擦の問題があるかと思います。機械工業というものが日本の総輸出の約六割を占めておりますから、現在摩擦を起こしている代表的な商品は機械工業が多いわけでございます。私どもは機電法と国際摩擦との因果関係というのは必ずしも結びついていないと思っておりますけれども、現実の問題といたしまして、機械の中の商品が摩擦を起こしているという状況ではないかと思います。そこで、やはり今後七年間の機械産業のあり方あるいは情報産業のあり方というものを考えてみますときには、国際的な分業論といいましょうか、その摩擦をできるだけ解消するという方向でその政策を推進する必要がある、こういう考え方で新しい法律を立案させていただいたわけでございます。

そこで、いま御指摘のコンピューターあるいは情報産業といふものの国際協調性、あるいはそぞいいたものを配慮した日本の国内における政策のあり方という点につきましての御質問があつたわけでござりますが、私どもは、端的に言いまして、国内における情報産業は外資を一概に排除する、排撃する時代ではない、こういう気がいたしております。まして、情報産業に関する産構審の答申の中におきましても、たとえばコンピューターにつきましては半々ぐらいで、外資系半分、国産半分、これぐらいの目標でやつたらどうかと、こういうような答申もいただいております。現在は五七%ぐらいが国産メーカーによって占められておるわけでございまして、四十数%が外資でございますけれども、一概にこれを排撃するという政策はとっておりませんで、共存共栄、こういう政策をとるべきではないかと思います。逆に日本のコンピューターというのも、国産をむやみに外国品からプロテクトすることによりまして守るという方向から、だんだんと国際的な中における日本のコンピューターという時代も来ようかと思いまます。現在は大変微々たる量ではございますけれど

も、輸出も少しずつ出始めています。そういうふた過程を考えますと、国産だ、外資だということで壁をつくりまして政策をやることが果たして適当であるかどうかという問題もあらうかと思いまして、私どもは、今回機情法を通していただけきました後は、そういった考え方のもとに、高度化計画というものは国産オンリーということだけではなくて、国際的な分業論あるいは日本のコンピューターを国際的にどう位置づけたらいいかというような問題意識も踏まえまして高度化計画というものを作成してまいりたい、かよう考へている次第でございます。

○大森昭君 大変厳しい経済情勢でありますし、そういう意味合いからいきますと、産業構造政策についても新しい視点で政策を遂行しなければならないわけであります。さきに構造不況対策の法案を審議した際に、いずれにいたしましても、撤退産業に対する政策だけが提案されておつて、成長産業に対するビジョンについての提示がないじゃないかという批判もありましたし、また大臣の方からは、そういう意見について、今国会には機情法を提案しているという答弁などもあつたわけであります。しかし、この法案を構造不況法案と裏表の関係でとらえていいのか。さらに、構造不況法案の際にいろいろ議論がありまして、いわゆるこれに伴う離職者あるいは雇用吸収部門に対するビジョンの欠如などが議論されたわけであります。この法案を実施する中で、今後の安定経済成長下の中で、一体、雇用の吸収の問題あるいは雇用創出の面において果たすべき役割りをどのように消化をし、また政府はどのような見解を具体的にお持ちになつておりますか。

○政府委員(森山信吾君) ただいま大森先生から二つの問題を御指摘を受けたわけでござります。

の重要性、こういった問題から法案を出させていたたいたわけでございまして、必ずしも構造不況法との関連で法案を出したというわけではないわけですが、そこでスクラップをするものがござりますれば当然ビルトするものもなければならぬというわけでございますので、そういうふた意味での相関関係というものは当然に考えなくちゃいけでございます。もちろん、生きた経済活動でございますから、そこにスクラップをするものがござりますれば当然ビルトするものもなければならぬというわけでございますけれども、法案を提出させていただく段階におきまして直接的なリンクを考えたわけではないということでおざいます。

それから、第一点の雇用の問題につきましては、機械情報産業そのものは雇用吸收につきましての二つの面を持つておるのでないかと、こういう感じがいたします。その一つは、機械情報産業そのものが雇用の場であるということが言えようと思ひます。ちなみに労働省でおつくりになつております主要産業の雇用説明係数というものを見てまいりますと、たとえば石油あるいは石炭製品の製造業等におきましては雇用説明係数が九でありますに対しまして、機械は、たとえば精密機械で申し上げますと五五、あるいは一般機械で申し上げましても四二といふように、けた違ひに雇用の吸収係数が大きいわけでございまして、機械情報産業そのものが雇用の場であるという面がござります。それから、もう一点は、機械情報産業といいますものは、他の業種に対しまして機器を供給する産業でございますから、だんだんと世の中のニーズにこたえまして、新しいタイプの機械を生み出していく産業でございます。新しいタイプの機械を生み出すことによりまして、その機械を利用した新しい産業というものが興つてくる。第三次産業あるいはレジャー産業等がそういうものに該当しようかと思いますけれども、そういうふた場面で、そういった職業というものがまた新たな雇用吸収力になるという、その新たな雇用吸収の職場に機械を供給する、そういう二つの面がございますので、こういう機械情報産業を振興するこ

とが単に当該業種の雇用を高めることだけではなくて、日本全体の雇用拡大のチャンスを生み出す原動力になつてゐるのではないか、こういふ問題意識で当該産業の振興を図つてまいりたい、かよう考へておる次第でござります。

○大森昭君局長、一般的な理論としてはそういうことが言われると思いますがね。今日置かれておる状態というのは旧來の経済原則の中にあるわけじゃないのでありますし、かかるがゆえに不況と物価高が同時に進行したり、なお今日、政府の考え方では経済はやや上向きだと言ひながらも、失業者は依然と増加をしているわけでありますから、所管は労働省ですけれども、やはり局長のお話はお話として、具体的に現状の中ではそう從来の理論どおりにいっていいという視点の中で十分ひとつ指導をしていただきたいというふうに思います。

そこで、新しくソフトウエアをつけ加えたわけでありますか、もうこれも御案内のように、情報産業の発展にとって大きくことのできないものであるわけでありますか、いずれにしても、今日の事情はまだハードの付帯的サービスといった立場に今日まだソフトウエアはあるのじゃないかと思うのです。そのためには、ほとんどがメーカーや計算センターなどの下請機構の中に組み入れられておつて、零細な業者によつて複雑な多層構造をつくり出しているのじゃないかと思うのであります。そういう意味からいきますと、きわめて不安定な状態に置かれていると思ひますし、ことにメーカーなどの市場競争の激化によりましてソフトウエアの無償提供のダンピングのもとでソフトウエア業に大きな犠牲がしわ寄せせられているのじゃないか。そして需要が多いにもかかわらず、関係労働者は低賃金、長時間労働、さらには賃金の不払いなどの前時代的な劣悪な労働条件を強いられ、聞くところによりますと、労基法違反の事がつて、本法の制定によりまして、高度化計画の前提としてソフトウエア業の近代化を図つて産業

基盤を確立し、関係労働者の置かれておる立場を適正なものとしなければならないと思いますが、この法律の運用ではどのように取り扱うことにならぬ。

○政府委員(森山信吾君) ソフトウエア業においては、ますます労働環境あるいは労働条件と申しましようが、こういった面につきましては、ただいま先生から御指摘のような問題があるということは私どもも承知をいたしております。そこで、関係の業界の方々にはくれぐれも労働法規に違反することないよう配慮を望むということはたびたび勧告をしておるところでございます。しかしながら、より実態をはつきりさせたいという意識がございまして、五十三年度の一般会計予算から若干の金をもらいまして、ソフトウエア業に従事されます従業員の方々から見たソフトウエア業のあり方といふものを基本的に勉強させていただきたい、こういうことで今年度なるべく早い時期にそういうた

調査をやりたいと思っておるわけでございます
それから、労働環境の改善あるいは労働条件の

改善につきましては、環境なり条件そのものの改善というのもございますけれども、絶対的な要件といたしましてはソフトウエア業に従事される方々の労働力不足という問題があるのでないか、こういう気がいたします。先ほどお答え申し上げましたように、大変な成長が期待されている産業でございますから、それに比例いたしまして従業

員の数もふやしていかなくちゃならぬという問題がござりますけれども、これは大変な知的能力を要求される職種でございますから、一朝一夕には量がふえていかないという問題もござりますので、そういった面で、この法案を通さしていただきました後は、高度化計画の配慮条件といたしまして、そういう問題を十分組み込んだ上で高度化

計画を策定したい。つまり業種のあり方と労働力のあり方というものがうまくリンクしたような高度化計画でなければならないのではないか、こういう問題意識を持つておるわけでございます。

○大森昭君 置かれている実態を十分調査をして

いたきたいと思うのですが、いずれにいたしましても、新しい機械を購入するということになりますと相当の資本が要ります。そつすると、どうぞお手の段手を取る、二三の国又は、

いう考え方方に立つ傾向があります。そういう意味合いからいきますと、たとえば二十二時間勤務なんていふものもあるようですが、どうしてもその機械をフル回転をしたいという状態の中で人間が機械に使われるという状態なども起因しているのじゃないかと思いますので、そういう意味合いからりますと、よほどこういう新しい機械の中で働く労働者の置かれておる立場というものについての指導を強化していただきませんと、機械は発達をいたしますけれども人間はむしろその機械に使われるということではどうにもなりませんので、要望しておきたいと思います。

次に、法案の中いろいろ合理化問題などについても言われていますが、もちろん、世の中の

発展の中で極力むだを省くといふことは必要なこととありますけれども、ただ、この合理化を進め

るに当たって、いずれにいたしましても、関係労働者の労働条件というのは変化をするわけであります。そういう意味合いからいきますと、一方的に政府の立場や経営の立場で計画を策定をして押しつけるということになりますと、当然そこに労働者の不満を招くことになりますし、ひいては僵化計画が円満に遂行しないということになる

思いますので、こういう計画についてでは、産業別に労働組合の代表の意見を聞くとか、あるいは企業ごとに労働者の意見を十分反映をさせるとかいうふうに義務づけておいた方がいいと思いますが、どのように見解をお持ちですか。

と思っております。先ほどからお話をございまして、機械情報産業は大変新しい分野でもありますし、また関連する先が大変多いという特徴も持つわけでございます。したがいまして、一方的な価値判断のもとに政策決定をするという

とは絶対にやつてはならないという気持を持つおりまして、従来とも審議会におきまして十分なる審議を尽くした上で政策決定をさしていただきたいなと、これまでございまして、今日は寺内閣相

産業という新しい分野の業種を対象にさしていただこうとしておるわけでございますので、いま牛生さんから御指摘になりましたように、情報産業の中の特殊な労働問題という点につきましては十分なる配慮をする必要があろうかと思います。そこで審議会等に意見が十分反映されるようなメカニズムというものを考えさせていただきたい、かようになっておる次第でございます。

○大森昭君 先ほど航空機・機械工業審議会についての御答弁がありましたけれども、端的に申上げますと、いろいろ工夫をして各界の意見を聞くというお話をありましたけれども、どうも私けでいつも条文を読んでいましてね、学識経験者などによって委員を構成するというのが大体多いのですが

すけれども、確かに多くの点で「一つのものを扱っておられる学識経験者の方がいるとは思いますけ

れども、やはり先ほどから大臣も御答弁になりきしたけれども、これからはコンビューターの時代に入るのだという、むしろ、どちらかと言えば牛を見越しての産業構造政策というものを持ち出すというものだらうと思うのですね、審議会の中で議論するのも。そうなりますと、大変学識経験が豊かでありましても、過去の学識経験だけでは、よほどのことではないのです。そこで、うまい言ふ

れは、どうにもならないのですね。それで、意図がいいでは、従来、政府の中にはたくさんの審議会があつて、役所は全部その答申を待つて、というまあ、こういう言い方すると怒られるかもわかりませんが、少し隠れみの的な審議会の運営がたくさんあるのです。ですが、むしろ、各省に置かれておる審議会とは違うという意味合いではないのです。

でありますか、将来を語りて、そしてまた将来の見通しの中で産業構造の政策を遂行するという大な審議会でありますから、人選について十分分配意をしてという御発言がありましたが、そういう意味合いで、ひとつせつかくつくる審議会

でありますから、十分なる対応をしていたなぎないと思ひます。

し上げますと、大学院の修士課程で「十一専攻」

ざいます。それから博士課程で専攻、それから大學では四十一学科、短期大學で八学科が設置されております。それから、いま申し上げましたと
うな大學に共通いたします教育センターの場とい
たしまして、情報処理教育センターというものが
全國に八ヵ所設置されております。

次に、高等学校関係で申し上げますと、五十二
年度末現在で、工業高等の青報技術科が三十三校

それから、職業訓練校におきましては、職業訓練法施行規則に基づきまして電子計算機学科が開設され、練習課程として設定されておりますし、情報処理係の課程も順次拡大の方向にございますけれども、まだ必ずしも十分とはいってないということ

でございまして、今後とも大いにその充実を期待したいと思っておるわけでござります。

以上が学校教育の関係でございますので、文部省の方で御担当になつておられるわけでございますけれども、先ほどお答え申し上げましたように、私どもは、この業種に従事していく方々の人材の拡大という観点から、通産省におきましても、情報処理研修センターというものを通しまして人

材養成にはますます力を入れてまいりたい、かように考へてゐる次第でございます。

○大蔵昭吾 一般的にはそういう答弁になるのだらうと思うのですけれども、まあ、お詫びをしてから改

育も必要であります。そしてまた、その教育するのには優秀な教授が必要ですけれども、私たちの見たところ、優秀な教授というのはどうもアメリカの方へ行っちゃつて、日本には何人か残つてゐるでしようけれども、そういう新聞記事などをよく見るのですがね。やはり教育の充実をいま局長が答弁されたようにしてもらうのと同時に、やはり優秀な教授などは日本の中へ少しやっていただ

きませんと、せっかく日本の教育の中でたくさん
の金を補助して日本の中で勉強して向こうへ行つ
たのじや、これはうまくないんですよ。だからひ
とつ、そういう点で、とりわけこれから著しく発
展をする産業でありますから、そういう視点を踏
まえてやっていただきたいと思います。

なお、同時にまた、こういう新しい機械の中で
は職業病の関係が続発をしているのじゃないかと
思いますが、官庁などの中ではコンピューターが
入っておりますけれども、なかなか職業病の認定
などについても――きょうは人事院は来ていませ
んが、余りスムーズにいっていないのであります
が、こういう産業構造の変化に伴う、とりわけソ
フトウエア関連業界の職業病についてどのような
対策をとられているか、御説明していただきたい
と思います。

が経営されていくわけでござりますので、その兼業員の方々が働きやすい環境をつくるということになつて、企業にとつても一番大きな問題ではないかと思ひますし、また、先生御指摘のとおり、特殊な仕事でもございますので、職業病的な問題もあるらうかと思います。御承知のとおり、労働関係法令にありますし、また、先生御指摘のとおり、特殊な仕事を持つておるわけでござります。しかしながら、単に労働関係法規だけで問題を処理するという考え方ではなくて、先ほど私がお答え申し上げました中に、わが省といたしましてもソフトウエア業に従事される労働者の方々の立場から見た当該業種のあり方の勉強をしたいというふうに申し上げましたけれども、その調査の一環といたしまして、ただいま御指摘のございました職業病の関係につきましては検討をさせていただきたい。その上で関係の方々とも十分なるディスカッションをしてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

が経営されていくわけでござりますので、その従業員の方々が働きやすい環境をつくるということに企業にとつても一番大きな問題ではないかと思ひますし、また、先生御指摘のとおり、特殊な仕事でもございますので、職業病的な問題もあるらしく思います。御承知のとおり、労働関係法令によりまして種々の規定が設けられておるわけでございます。私どもは、それに対しまして強い期待を持っておるわけでございます。しかしながら単に労働関係法規だけで問題を処理するという考え方ではなくて、先ほど私がお答え申し上げました中に、わが省といたしましてもソフトウエア業に従事される労働者の方々の立場から見た当該業種のあり方の勉強をしたいというふうに申し上げましたけれども、その調査の一環といたしまして、ただいま御指摘のございました職業病の関係につきましては検討をさしていただきたい。その上で関係の方々とも十分なるディスカッションをしてまいりたい、かように考えておる次第でございま

ばに何をかも一まとめにしたような感じになります、正直言いますと。したがって、今後の問題としては、いうものが大変残されているよう位思つてあります。が、いずれにいたしましても、大きさは、まとめていたような法案ではなかなか、先ほどどきらいろいろ問題がありますように、その対策といふのはきめ細かくしなきやいけないと思いますの立場も無視されるということでは困りますので、ぜひひとつそういう点でお一層この法案の運営に当たってはやつていただきませんと、せつかり法律ができても、具体的にそこに働く人たちの立場も無視されるということでは困りますので、そういう点でひとつ要望しておきたいし、さらにまた、この法案が通ればどのような着手を具体的にしていくのか、ちょっとお聞かせていただけますか。

にいたしまして、新しい考え方の方のもとに政令指定をいたしたい、かように存する次第でござります。もちろん、機電法当時に指定をいたしまして、合理化あるいは工業生産の拡大を図っております業種も幾つかトランプアーザーされるものがあろうかと思ひますけれども、考え方いたしましては、新たなる観點に基づきまして政令指定をしたい、こういうふうに考えておる次第でござります。したがいまして、政令で機種を指定いたしますと、それぞれの機種につきましての高度化計画に着手する、こういうことにならうかと思ひます。

○大森昭君 時間がないので、総括的に大臣、今日情報化社会と言われておるわけでありますから、先ほどから質問をしておりますよつに、いろいろな問題がこの政策の中ではとつていかなければならぬし、またわが国の将来にとって大変重要な問題を内包しているというふうに私は思ひます。このような問題は、単に生産のサイドでとらえるだけでは問題は解決しません。したがつて、情報をめぐる国の政策のあり方はもう国民に対しても大変に大きな影響を及ぼすことは私から言うまでもないのですが、今回の法案の場合のようない措置だけでは私はとうてい不十分だと思います。いまも質問いたしましたように、いすれにしても、きめ細かい対策が必要でありますし、なんやすく、なわ張り争いなどををしておつたのでは、これはどうにもなりません。わが国の将来が心配であります。衆議院の附帯決議にもいろいろありますように、とにかく内閣に審議会でもつくりていただき、政府一休となつて国民の英知を集めて抜本的な基本政策を立ていかなければならぬと思いますが、最後に大臣の方から取りまとめて御答弁をいただきたいと思います。

はり総合的に幾つかの必要な政策を強力に進めていくことがいま申し上げました産業構造の高度化ということを実現していく上に必要でございますので、御指摘もまた御注意もございましたから、そういう点も十分考慮いたしまして、成果が上がるような政策を進めてまいりたいと存じます。

○大森昭君 どうもありがとうございました。

○対馬孝且君 承認案件につきまして二、三問ちょっと質問しておきたいと思います。

承認案件は、言うまでもなく、札幌市に織維検査所の出張所をつくるというこの承認案件になつてゐるわけであります。私は、札幌の織維検査所は今日までなかつたということに対しまして、具体的にこの織維業界はもちろんでありますけれども、消費者保護行政の立場からどういう今日までやり方をしておつたのか、この点をまず一つ最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(藤原一郎君) 今回札幌に鶴岡織維

製品検査所の出張所の設置をお願いしておるわけですが、從来どうしておつたかと、こういう御質問でございます。

元来、織維製品検査所は輸出織維製品の検査を

主體としたとしておりまして、特に紡織物を主體としておりました関係上、北海道には織維物の産出

がございませんものですから、実は輸出検査の必

要がなかつたということで出張所がなかつたわけ

でござります。近來に至りまして、織維製品につ

いては札幌出張所に配置される人員、所長以下二名と、

まして、かつ、いろいろな苦情等もたくさん出て

まいりまして、これに対して消費者行政として対

応しなければならない、こういう状態になつてしまつて、織維製品検査所の仕事の半分ぐらい

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでございます。北海道におきま

して、そのために、このたび特に出張所の設置をお

願いたしまして織維に関する消費者行政の中心

にしたいと、こういう考え方でございます。

従来、北海道におきましては、それぞれ北海道

府等の関連で消費者センターのようものが十二

ございますが、必ずしも技術的に十分な対応がで

きないということでおございますので、今後は本出

張所をお認め願えますれば、それぞれの消費者セ

ンターといいますか、消費センターのところに持

ち込まれましたもののうち、技術的その他で処置

の困難なものにつきましては、出張所の方でめん

どうを見て差し上げられる、こういうことになろ

うかと思います。そういう意味合いでございます。

○対馬孝且君 産炭地振興に私どもずいぶん手を

かけておりましたので、かなり産炭地帯の疲弊に

対して何とか企業誘致をしようじゃないかと、

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕

その企業誘致は、いまこの織維関係がほんどの

振興策として対策をしてきたわけですよ。そこ

で、いまあなたもおつしやつたけれども、実際に

は札幌通産局の消費者の相談室、道庁の消費者セ

ンター、これが窓口になつてやってきたのですが

ね、実際は専門家がいなかつたわけだ。いなかつ

たからやつぱり鶴岡まで行つておつたという実態

もあると、こういうわけですよ。それだからくつ

たんだが、私は、そういう点では一体どのぐらい

のこれをつくることにおいてプラスになるのかと

いふことをお伺いしたいと、そうだとすれば、

札幌出張所に配置される人員、所長以下二名と、

こう聞いているわけだ。二名ぐらいで一体検査機

能が果たし得るのか、こういう懸念も一つは出て

きますので、この点をあわせて、実際にそういう

具的なメリット、それから機能がこういう対応

ができるのかどうか、こういう点を含めて具体的

なこれから対応の仕方についての考え方をひと

つお伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確かに

当面配置いたします人員は二名でございまし

て、一見、弱体のような感じを受けるわけでござ

て検討してまいりたいと思います。

○対馬孝且君 ひとつそういう点を十分に、つ

費センターで全部受けとめておるわけでございま

して、従来ここでどうしようもないものにつきま

しては鶴岡の検査所まで持つておつたとい

うのが実態でございます。その件数は非常に多く

あつたわけではございませんが、近くなりますと

やはり件数も多くなると思いますし、お示しのと

おり、二名で十分にこれに対応できるかどうかと

いう点については、若干の危惧がないわけではございませんが、ただ検査設備その他設備も十分に

いたしまして、第一次的には消費者センターで受

けまして、その中でむずかしいものにつきまして

はここで十分に対応ができるような優秀な人材を

送りたい、特に消費者行政に向くような人材を送

りたい、こういうふうに考えておる次第でござい

ます。

○対馬孝且君 二名では、それは何と優秀だと

言つたつて、これは扱う種類が、私が聞いている

限りでは、ここにありますけれども、家庭用品の

品質表示の関係業務、それから苦情処理業務、そ

れからJIS立入検査、品質総合検査、安全対策

と、これだけの業務を扱うことになつておるのだ

ね。これに対するは、私は、いますぐとは言わぬ

けれども、これから機能強化をしていく、この二

名にこだわらずに機能強化をしていくのだと、こ

ういう姿勢を持つておかねと、ただ置いたという

のだつたら置かない方がいいよ、ばくに言わせた

ら、ただ、やっぱり置く限りは、いま私が言つた

ような実際に総合立入検査までできるのだと、こ

ういう機能に向かつてひとつ検査出張所をつくつ

ていくのだと、現行は二名にしたとしているけれ

ども、必ずこれは人的強化、機能的な強化をして

いきますという方向でひとつ進めていくという考

え方はどうですか、この点ひとつはつきりお聞か

せください。

○政府委員(藤原一郎君) 織維製品検査所は全

国に存在しているわけでございますが、その中で

いろいろ再編成も含めまして、御趣旨を体しまし

て検討してまいりたいと思います。

○対馬孝且君 ひとつそういう点を十分に、つ

くつたけれども、ただつくりっぱなしというよう

なことでなくて、やっぱり仮つて魂入らない

ようなやり方では困るので、私は、これは現地か

ら聞いているのだが、二名ではどうしようもない

という意見ですよ。ただ、何と優秀であつてもあ

れですかね、いま言つたように、全体的な体制

をどう強化するかということを含めて積極的に

ひとつ検討してもらいたいということを申し上げ

以上です。

○委員長(楠正俊君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、休憩いたします。

午後は十二時四十五分より再開いたします。

午後零時十三分休憩

午後零時四十六分開会

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会

を開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りい

たします。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計

法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、

参考人として石油開発公団の役職員の出席を求め

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(楠正俊君) 休憩前に引き続き、質疑を

行います。

質疑のある方は順次発言願います。

○馬場富君 昨日に引き続きまして、公団法の関

係で、特に宮城県沖の地震につきまして、昨日は

消防庁と海上保安庁が来ていらつしやいませんで

事故が東北石油仙台製油所の関係で起こりました

た。この点につきまして通産側の意見はまのう聞

かせください。

○政府委員(藤原一郎君) 織維製品検査所は全

国に存在しているわけでございますが、その中で

いろいろ再編成も含めまして、御趣旨を体しまし

て検討してまいりたいと思います。

○対馬孝且君 ひとつそういう点を十分に、つ

くつたけれども、ただつくりっぱなしというよう

なことでなくて、やっぱり仮つて魂入らない

ようなやり方では困るので、私は、これは現地か

ら聞いているのだが、二名ではどうしようもない

という意見ですよ。ただ、何と優秀であつてもあ

れですかね、いま言つたように、全体的な体制

をどう強化するかということを含めて積極的に

ひとつ検討してもらいたいということを申し上げ

ます。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確か

に当面配置いたします人員は二名でございまし

て、窓口としては現在ござります十二の消

ましたが、窓口としては現在ござります十二の消

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでござります。北海道におきま

して、そのために、このたび特に出張所の設置をお

願いたしまして織維に関する消費者行政の中心

に伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確か

に当面配置いたします人員は二名でございまし

て、窓口としては現在ござります十二の消

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでござります。北海道におきま

して、そのために、このたび特に出張所の設置をお

願いたしまして織維に関する消費者行政の中心

に伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確か

に当面配置いたします人員は二名でございまし

て、窓口としては現在ござります十二の消

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでござります。北海道におきま

して、そのために、このたび特に出張所の設置をお

願いたしまして織維に関する消費者行政の中心

に伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確か

に当面配置いたします人員は二名でございまし

て、窓口としては現在ござります十二の消

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでござります。北海道におきま

して、そのために、このたび特に出張所の設置をお

願いたしまして織維に関する消費者行政の中心

に伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確か

に当面配置いたします人員は二名でございまし

て、窓口としては現在ござります十二の消

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでござります。北海道におきま

して、そのために、このたび特に出張所の設置をお

願いたしまして織維に関する消費者行政の中心

に伺いしたいと、こう思うのです。

○政府委員(藤原一郎君) お示しのように、確か

に当面配置いたします人員は二名でございまし

て、窓口としては現在ござります十二の消

をいわゆる輸出検査等の検査から消費者サービス

というふうな行政に切りかえる、こういうことに

してまいつたわけでござります。北海道におきましては、そのために、このたび特に出張所の設置をお願いたしまして織維に関する消費者行政の中心に伺いしたいと、こう思うのです。

きましたが、きょうは、消防庁並びに海上保安庁に対しまして事故の状況と、特に海上保安庁についてはその防除対策についてひとつ御説明願いたいと思います。

○説明員(村田光吉君) 御報告申し上げます。

事故の概要といましましては、昭和五十三年六月十二日午後五時十四分ごろ、宮城県沖合いで震源地といたしました地震のため、東北石油株式会社の貯油タンク——これは仙台市港五丁目一番一号、いわゆる仙台新港に存在するわけでございましたが、この貯油タンクのうち三個に亀裂が発生いたしまして漏油したわけでござります。事故直後の午後五時二十八分、私どもの出先である塩釜海上保安部にこの通報がございました。

亀裂が発生したタンクは二百十七号タンク、これには重油二万六千八百キロリットル。二百十八号タンク、これには重油二万三千八百キロリットル。二百二十四号タンク、これには軽油一万七千六百キロリットル。これが入つておったわけですが、このタンクより排出された油が同日午後七時には一次防油堤内に満杯となりまして、その一部が防油堤を越えて排水口を通じて海上に流出したわけでござります。これを私ども海上保安庁の方で試算いたしましたが、大体一千九百キロリットルから三千キロリットルが海上に流出したものではなかろうかといふに試算いたしておりました。なお、六月十六日、本日でございますが、午前七時現在までに一千六百六十キロリットルを回収して、排出した量のほぼ九二%を回収したという試算を得ております。

次にこの事故に対する防除措置でござりますが、第二管区海上保安本部としては、海上排出油事故の通報を受け直ちに航行警報をまず出しまして、同港への出入船に対する航行制限を周知いたしました。それから管区海上保安部の陸上職員及び巡視船乗組員を派遣いたしまして、まずオイルアエンスを展張いたしまして、東北石油株式会社に対し油の防除作業に対する現場指導を行つております。そのほか海上保安庁といましまして、現在は当タンク

なお、さらにつけて御説明申し上げますと、石油コンビナート等災害防止法に基づきまして企業内に流出油等防止堤というものを外周に——一次防油堤的性格を持つものでござりますけれども、義務づけております。今回の東北石油はそれを設置していたわけでございます。しかしながら、ガードベースのところから漏れて海上へ出た、こういう不幸な実態になつたということをございましたして、その点については教訓がござりますけれども、私どもとしては、防油堤と二次防止堤、すなわち流出油防止堤によつて十分一般的には力がでけるだらうというふうに考えております。

○馬場富君 それから、いまも後から報告がございましたけれども、三基以外に追加で油が漏れておるのが十四日あたりからも確認されておる、いま消防関係のお話でいけば三基もまだ追加されておるような状況ですと、こうのことからいきまして、現在の陸上貯蔵のタンクについては、地震等があつたならば、そういう点で今まで施設されたタンクについては相当地震等についての問題はよくわからないのですから消防庁の方からお願いしたいが、たとえば私が住んでおる愛知県ですらあの地盤沈下で実際タンクが傾いておる。これが私の知つておるだけでも二十六基あるわけですね。いろいろな対策がなされておるでしょけれども、こういうような状況で、ここに地震が起つた場合、やはりそういう点では危険なものがわれわれも感ぜられるわけです。仙台についてはかなり岩盤がしつかりしたところで、そういう点では埋立地じゃないから、大丈夫だと言られておったところが、いまあなたの説明でいけば三基はだめになつたと、あと三基もにじみ出でるという状況からいへば、かなり強度のやはり地震が起つた場合に、現在までのタンクの補強度においては地震に耐えるだけのものか、ちょっととむすかしい問題があるのじやないか。それから、ましてそ

う地盤沈下等については、下がやはりかなり弱くなつてきておる。そういう地域については相当心配もされると、そういう点で全国の現在ある貯藏タンクの中で地盤沈下、そういうことについても、義務づけております。しかしながら、ガードベースのところから漏れて海上へ出た、こういう不幸な実態になつたということをございましたして、その点については教訓がござりますけれども、私どもとしては、防油堤と二次防止堤、すなわち流出油防止堤によつて十分一般的には力がでけるだらうというふうに考えております。

○馬場富君 それから、いまも後から報告がございましたけれども、三基もまだ追加されておるのが十四日あたりからも確認されておる、いま消防関係のお話でいけば三基もまだ追加されておるような状況ですと、こうのことからいきまして、現在の陸上貯蔵のタンクについては、地震等があつたならば、そういう点で今まで施設さ

れたタンクについては相当地震等についての問題はよくわからないのですから消防庁の方からお願いしたいが、たとえば私が住んでおる愛知県ですらあの地盤沈下で実際タンクが傾いておる。これが私の知つておるだけでも二十六基あるわけですね。いろいろな対策がなされておるでしょけれども、こういうような状況で、ここに地震が起つた場合に、かなり岩盤がしつかりしておるのでもうこういうよ

うな状況が起つておるので、かえつて不安定な

○馬場富君 それは私の方の一県だけの調査でも大体あなたのいまの言われた方向と合つてくるわ

けですけれども、そういう状況で、消防の方がサ

ボつておるというわけじやございませんけれども、やはりこういう事故が起つた場合に、かな

り岩盤がしつかりしておるところでもうこういうよ

うな状況が起つておるので、かえつて不安定な

○馬場富君 それは私の方の一県だけの調査でも大体あなたのいまの言われた方向と合つてくるわ

けです。そういう立場でやはり今度の地震が一つ

あわせまして、今回の貯蔵槽がマクニチュード八の耐震目標を掲げておつたけれども、今度は七・五であつて、そこからあたりの問題点について専門の立場から説明してもらいたいと思います。

○説明員(矢筈野義郎君) ちょっととその前に、先ほど私三基のほかに三基ということを申し上げましたけれども、一基は若干漏れたと、一基はに

じみ出ていると、それから一基は上部の破壊だけ

で漏れてはいないと、その点ちょっととはつきりさ

していただきたいと思います。

先ほどの先生御指摘の地盤沈下の現況と申しま

すか、私ども不等沈下という言葉で呼んでおりま

すけれども、それについて水島の例の流出油事故

直後、これは容量が大きいのですが、全国的に一

万キロリットル以上のタンクにつきまして、直ち

に直径の二百分の一以上の不等沈下を生じてゐる

ものについて調査いたしましたところ、総数二千

六百九十七基のうち百九基が二百分の一以上の不

等沈下がございました。したがいまして、これは

直ちに内部開放検査を行い、基礎の修正等加えま

して、安全なタンクとして現在はもう十分使用で

きるというふうになつております。

○説明員(矢筈野義郎君) 古い方の五十二年前

のタンクにつきましては、一律に水平震度〇・三

という数値によりまして、それ以上の地震時における安全性を持つというものを許可しているとい

う状況でございましたが、五十二年の基準改正によりまして地域別補正係数、地盤別補正係数等、

いろいろな係数を加えて耐震性については水平震

度のほかに鉛直方向の震度及びタンクの底部に起

る座屈の問題、それから基礎地盤については特

に先生御指摘のとおり、非常に強固な圧縮度のあ

るものでないといけませんので、そういう点につ

いての基準の改正も行いました。それらの見通し

として一応震度五程度、すなわち、二百五十ガ

ルから三百ガル程度には私どもは十分耐えるとい

うふうに考えておるわけでござります。場合に

いう地盤沈下等については、下がやはりかなり弱くなつてきておる。そういう地域については相当心配もされると、そういう点で全国の現在ある貯藏タンクの中で地盤沈下、そういうことについても、義務づけております。しかしながら、ガードベースのところから漏れて海上へ出た、こういう不幸な実態になつたということをございましたして、その点については教訓がござりますけれども、私どもとしては、防油堤と二次防止堤、すなわち流出油防止堤によつて十分一般的には力がでけるだらうというふうに考えております。

○馬場富君 あわせまして、今回の貯蔵槽がマクニチュード八の耐震目標を掲げておつたけれども、今度は七・五であつて、そこからあたりの問題点について専門の立場から説明してもらいたいと思います。

○説明員(矢筈野義郎君) ちょっととその前に、先ほど私三基のほかに三基ということを申し上げましたけれども、一基は若干漏れたと、一基はに

じみ出していると、それから一基は上部の破壊だけ

で漏れてはいないと、その点ちょっととはつきりさ

していただきたいと思います。

先ほどの先生御指摘の地盤沈下の現況と申しま

すか、私ども不等沈下という言葉で呼んでおりま

すけれども、それについて水島の例の流出油事故

直後、これは容量が大きいのですが、全国的に一

万キロリットル以上のタンクにつきまして、直ち

に直径の二百分の一以上の不等沈下を生じてゐる

ものについて調査いたしましたところ、総数二千

六百九十七基のうち百九基が二百分の一以上の不

等沈下がございました。したがいまして、これは

直ちに内部開放検査を行い、基礎の修正等加えま

して、安全なタンクとして現在はもう十分使用で

きるというふうになつております。

○説明員(矢筈野義郎君) 古い方の五十二年前

のタンクにつきましては、一律に水平震度〇・三

という数値によりまして、それ以上の地震時における安全性を持つというものを許可しているとい

う状況でございましたが、五十二年の基準改正に

よりまして地域別補正係数、地盤別補正係数等、

いろいろな係数を加えて耐震性については水平震

度のほかに鉛直方向の震度及びタンクの底部に起

る座屈の問題、それから基礎地盤については特

に先生御指摘のとおり、非常に強固な圧縮度のあ

るものでないといけませんので、そういう点につ

いての基準の改正も行いました。それらの見通し

として一応震度五程度、すなわち、二百五十ガ

ルから三百ガル程度には私どもは十分耐えるとい

うふうに考えておるわけでござります。場合に

いう地盤沈下等については、下がやはりかなり弱

くなつてきておる。そういう地域については相当

心配もされると、そういう点で全国の現在ある貯

藏タンクの中で地盤沈下、そういうことについても、義務づけております。しかしながら、ガードベースのところから漏れて海上へ出た、こういう不幸な実態になつたということをございましたして、その点については教訓がござりますけれども、私どもとしては、防油堤と二次防止堤、すなわち流出油防止堤によつて十分一般的には力がでけるだらうというふうに考えております。

○馬場富君 あわせまして、今回の貯蔵槽がマクニチュード八の耐震目標を掲げておつたけれども、今度は七・五であつて、そこからあたりの問題点について専門の立場から説明してもらいたいと思います。

○説明員(矢筈野義郎君) ちょっととその前に、先ほど私三基のほかに三基ということを申し上げましたけれども、一基は若干漏れたと、一基はに

じみ出していると、それから一基は上部の破壊だけ

で漏れてはいないと、その点ちょっととはつきりさ

していただきたいと思います。

○馬場富君 あわせまして、今回の貯蔵槽がマクニチュード八の耐震目標を掲げておつたけれども、今度は七・五であつて、そこからあたりの問題点について専門の立場から説明してもらいたいと思います。

○説明員(矢筈野義郎君) ちょっととその前に、先ほど私三基のほかに三基ということを申し上げましたけれども、一基は若干漏れたと、一基はに

じみ出していると、それから一基は

りたいと思いますが、なお、参考のためでござりますが、ただいま御指摘の師崎水道通行に当たりましては時間規制を行うという方向で現地の漁業組合と協議中であるということをございますので、そういうことも踏まえまして安全交通が確保されるようさらに指導してまいりたいと、かように考えております。

○馬場富君 それじゃ要望だけしておきます。それで長官、要望だけですけれども、特にそういうことで地元漁民とよくそこで納得のできるような話の上で——もう現在建設がされておるから、あれをストップするわけにもなかなかないと思うのです。そういう場合にやはりあそこの航行の安全などということ、これは回数の問題もございまして、それからやはり漁業の補償等の問題もございまして、そういう点でひとつ現地民が納得のできるようなら、まだ現在通行はしておりませんから、通行できるまでの間に時間をかけてでもがつかりとひとつの対策をお願いしたいと思います。

○市川正一君 きょうは、本国会最終日でありますして、最後の質問の機会でありますので、この際、私は、通産大臣もお見えでありますので、中小企業金融に関する緊急問題について一言だけ伺いたいというふうに考えております。

御承知のように、中小企業の金融は長期の不況でわめて困難を深めていますが、少なくない中小零細業者がいわゆる「サラリーマン金融」——サラ金、これに走り、その結果、悪徳業者のえじきになつて暴利をむさぼり続けられ、ついには一家心中あるいは夜逃げ、こういう悲惨な事態が続出しております。

こうした問題を重視しまして、わが参議院、本院では先ほど午前十時から開かれました本会議において、いわゆるサラ金の規制強化を政府に求めた警告決議を全会一致で採択いたしました。ここにその決議がございますが、第三項に「貸金業のうち、サラ金と通称される庶民金融については、借り入れ方法の簡便さなどから、近年その利用者が

増加しているが、この種の営業に対する規制について、不備な点があることは判例に照らして明らかである。また、政府は、関係行政機関において協議の上、法令の整備、あるいは、指導の強化により、この種営業の健全な運営を図るとともに、

利用者の保護に所要の措置を講すべきである。」という警告であります。これは官房長官が出席して答弁もなすたというふうに伺っておりますが、この決議は中小企業を所管しておられる通産省にとっても決して無関係ではないので、この際通産大臣のこの決議に対する所見をぜひ承りたい、このように考えます。

○国務大臣(河本敏夫君)

いわゆる「サラリーマン金融」は、近時だんだんとその規模が大きくなりまして、利用者も非常にふえております。しかも、至るところでトラブルが絶えない。社会問題としても大きな課題になつておるところでございま

す。いま、私もお述べになりましたような決議ができたということを初めて聞きました。さわめて適切な決議だと考えます。その決議の趣旨に沿つて政府部内におきましても関係者の間で至急にその決議の精神が実行に移されるように努力をしたいと思います。

○市川正一君 ところで、きのうの朝日新聞に大

きく報道されておりますが、大阪の朝日新聞は一面トップであります。ここにございますが、「サラ金の全国組織 大阪から政界工作 裏組織で政治献金」、そして東京の朝日新聞は、社会面であります

が行われ、正式な手続を経ておるということであれば、そのこと自体についてはこれは問題はないと思いませんけれども、しかし、いまお述べになりま

したような趣旨で政治資金という形を借りて裏

工作が行われておるということであれば、これは

事態はきわめて重大であると考えます。

○市川正一君 いま大臣がおっしゃったように、

そういうきわめて重大な事態ということも予想さ

れましたし、事は中小零細業者にも直接かかわる問題でありますので、私は、通産省としても、一

つは大蔵省に対してこうした団体に資格取得させ

ないよう申し入れられること、もう一つは至急

実態を調査して御報告をいただきたい、この二点を希望いたします。この点についてお答えを賜りたい。

万円がだれに渡つたかについて名を挙げたというふうに報じております。これに對して各地の被害者の会では、業界と政界の腐れ縁ということで批判の声を高めておりますが、この問題は通産省、中小企業局とも無関係でないと思う。通産大臣もいま述べられたような事態、また抜擢されたような決意という見地から見ますと、こうした中小企業、零細企業者の間からも、また本院においてもサラ金に対する規制の強化の声が高まっているときに、一方でこうしたサラ金業界が政界工作のために裏組織までつくって、そして暗躍をしているということはまさに放置できない問題である、こ

ういうふうに考えております。

そこで、直接の所管が大蔵省であることは十分承知しておりますけれども、中小零細企業の金融問題などその深刻な実情、これに特に重大な関心を払うべき通産大臣は、こうした事態についてどう考えられるか、また報告は受けておられるか、この点承りたい。

○国務大臣(河本敏夫君)

報告は受けておりま

せん。私も新聞で先ほど読んだばかりでございま

すが、内容は詳しくわかりませんので具体的に申し上げられますが、原則論を申し上げますと、政治資金規正法による手続による寄付というものが行われ、正式な手続を経ておるということであれば、そのこと自体についてはこれは問題はないと思いませんけれども、しかし、いまお述べになりましたような趣旨で政治資金という形を借りて裏工作が行われておるということであれば、これは事態はきわめて重大であると考えます。

○市川正一君 いま大臣がおっしゃったように、

そういうきわめて重大な事態ということも予想さ

れましたし、事は中小零細業者にも直接かかわる問題でありますので、私は、通産省としても、一

つは大蔵省に対してこうした団体に資格取得させ

ないよう申し入れられること、もう一つは至急

実態を調査して御報告をいただきたい、この二点を希望いたします。この点についてお答えを賜りたい。

万円がだれに渡つたかについて名を挙げたというふうに報じております。これに對して各地の被害者の会では、業界と政界の腐れ縁ということで批判の声を高めておりますが、この問題は通産省、中小企業局とも無関係でないと思う。通産大臣もいま述べられたような事態、また抜擢されたような決意という見地から見ますと、こうした中小企

業、零細企業者の間からも、また本院においてもサラ金に対する規制の強化の声が高まっているときに、一方でこうしたサラ金業界が政界工作のために裏組織までつくって、そして暗躍をしているということはまさに放置できない問題である、こ

ういうふうに考えております。

そこで、統いて伺いますが、ジャパン石油開発の持ち主であり、最初にADM A利権を獲得した海外石油開発株式会社というのがございま

すが、この会社は今里広記氏を代表者とする会社

であります。そこで対策をとるように申し入れをいたします。

○市川正一君 さて、私は石油開発公団法の一部改正案について若干の質疑をやらしていただきたいのであります。去る十三日の本委員会において

ふうに報じております。これに對して各地の被害者の会では、業界と政界の腐れ縁ということで批判の声を高めておりますが、この問題は通産省、中小企業局とも無関係でないと思う。通産大臣もいま述べられたような事態、また抜擢されたような決意という見地から見ますと、こうした中小企

業、零細企業者の間からも、また本院においても

サラ金に対する規制の強化の声が高まっているときに、一方でこうしたサラ金業界が政界工作のために裏組織までつくって、そして暗躍をしている

ということはまさに放置できない問題である、こ

ういうふうに考えております。

そこで、統いて伺いますが、ジャパン石油開発の持ち主であり、最初にADM A利権を獲得した海外石油開発株式会社というのがございま

すが、この会社は今里広記氏を代表者とする会社

であります。そこで対策をとるように申し入れをいたします。

○国務大臣(河本敏夫君)

通産省の直接の担当

ではありませんが、いまお述べになりましたよう

に、中小企業金融に深い関係のある問題でござい

ますから、関係者の間で十分正確な調査をし、必

要な対策をとるように申し入れをいたします。

○市川正一君 さて、私は石油開発公団法の一部改正案について若干の質疑をやらしていただきたいのであります。去る十三日の本委員会において

ふうに報じております。これに對して各地の被害者の会では、業界と政界の腐れ縁ということで批判の声を高めておりますが、この問題は通産省、中小企業局とも無関係でないと思う。通産大臣もいま述べられたような事態、また抜擢されたような決意という見地から見ますと、こうした中小企

業、零細企業者の間からも、また本院においても

サラ金に対する規制の強化の声が高まっているときに、一方でこうしたサラ金業界が政界工作のために裏組織までつくって、そして暗躍をしている

ということはまさに放置できない問題である、こ

ういうふうに考えております。

そこで、統いて伺いますが、ジャパン石油開発の持ち主であり、最初にADM A利権を獲得した海外石油開発株式会社というのがございま

すが、この会社は今里広記氏を代表者とする会社

であります。そこで対策をとるために申し入れをいたしました。

○参議院議員(江口裕通君)

御質問の海外石油が株

主となつております会社は十社でござります。

だいまその中で中近東開発のことをおつしやつて

おりますけれども、中近東開発については目下公

團は投融資をしておりません。したがいまし

て、それを除きますと十社でござります。

この十社に対しまして公團の投融資額は千八百七十一億円でござります。

○市川正一君 いま千八百七十一億というお答え

をいただいたのであります。私どもの調査もほ

ばそれに近い数字を示しております。さらに、そ

れらの額を石油開発公團の投融資の全体から対比

しますと、約六割を占めるのではないかかというふうに考へておりますが、今里広記氏のグループに六割ないしはそれ以上の投融資が流れているということは、いわば私物化されているといふに私は言つても過言ではないと思ひます、全体の比率及びそういう実態に対する公団側の認識を承りたい。

○参考人（江口裕通君） 後段の御質問の公団の認識の点につきましては總裁からお答えいただくと思いますが、その前に割合、数字だけを申し上げます。

この千八百七十億円は、全体の公団がいままで投融資をしてまいりました額の約五六%でございます。融資では七三、それから出資では三九でございます。ちなみに、この千八百七十億円のうちの千五百八十五億円が先ほど御指摘のJODCOに流れておる、こういふことでござります。

○参考人（鶴永久次君） 数字は江口参考人からお答えいたしましたが、海外石油という会社、先ほど今里グループとかおつしやいましたけれども、これは私も前にも前に会社になりましたときに関係しておるといいますか、といいますのは、この会社は日本の産業界が四十五年に上り上げたと申しますか、海外石油開発のために、なるべく窓口を一本化して、そこへ金を集中しておいて、そこからいろいろなところへ金を出すというようなつもりでつくった会社でございます。したがいまして、出資者は、銀行もあれば電力会社もあれば、石油関係の会社もあれば鉄鋼会社も入っておると、いうようなことで、言つては日本財界がかりでつくり上げた会社でございます。そういう意味で、そこがいろいろな海外の石油企業に投資をするということは、これは最初の目的から見て当然のことであろうと思います。

それからもう一つ、誤解のないように申し上げたいと思いますのは、先ほどの先生のお話で、いかにもそこへ重点的に公団が投融資したと聞こえるような御趣旨のあれでござりますけれども、これは結果がそうなつたというどちよつと語弊がござります。

さいますが、先ほど申し上げました公団の投融資の過半数はジャパン石油が占めておるわけです。約四九%占めであります。そのジャパン石油をつくりますときに、いまの海外石油開発が中核ではございましたけれども、その力では手に負えないということになりまして、さらに産業界、経済界に呼びかけたしまして、いわゆる財閥グループといいますか、あるいは商社グループといいますか、銀行グループといいますか、それぞれに統括会社をつくりてもらいまして、それらの統括会社もすべて協力してジャパン石油に投資をするということにいたしましたのであります。そうなつておりますので、これを別な形から申し上げますとわかりやすいと思いますが、先ほど海の海外石油に対する公団の投融資の比率が約五十数%と申し上げましたけれども、同じような計算をいたしてみますと、たとえば統括会社であります三井石油開発が関係しておるもの、それに対する公団の関連しておりますので、企業数で十二ぐらいございますし、その公団の資金の投融資の割合をはじき出してみますと六四・九%になります。それから住友石油開発、統括会社であります三井石油開発が関係しておるもの、それに対する公団の関連しておりますので、企業数で十二ぐらいございますし、その公団の資金の投融資の割合をはじき出してみますと五五・八%になります。そういう関係になりますて……。

○市川正一君 時間がちょっとともつたないので、数字は後でちょっといたしますから。

○参考人（鶴永久次君） はい。そういうことで、統括会社もあれば鉄鋼会社も入っておると、いうようなことで、言つては日本財界がかりでつくり上げた会社でございます。そういう意味で、そこがいろいろな海外の石油企業に投資をするということは、これは最初の目的から見て当然のことであろうと思います。

○市川正一君 論議の前提として最初に明確にしておきたいと思いますが、私ども共産党も石油備蓄そのものに反対する立場には御承知のよう立つておりません。ただ、現在政府が進めようとしているこの備蓄計画、それが一体国民のためになるのかどうかという点を私は改めてたどりたいのであります。ただし、まだいまおつしやった九十日の備蓄計画、その根拠、これについて言えば、政府はIEPとの関係、IEPに義務づけられているという問題との絡み合いは一体どうなんでしょうか。この点ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員（橋本利一君） IE甫の問題は、先ほど私が指摘いたしました企業、その中で中近通じて、たとえば政府委員は、IEAの緊急融通スキームによりまして備蓄を取り崩す場合の考え方というのは全く無関係ではございませんとおっしゃったように、その関係を肯定されておるわけであります。

○市川正一君 その点は從来も国会のやりとりであります。それで、そういうことを前提にしながら本法案の主要な内容をなしてあるいは側面をなしている備蓄問題であります。最初に備蓄目標を九十日と設定なされたその根拠をお伺いしたいのであります。

○政府委員（橋本利一君） 御指摘のとおり、現在民間備蓄目標五十四年度末に九十日ということです。石油備蓄工事も統しまして備蓄を進めておるわけでございますが、この九十日目標の設定に当たりましては、当時の我が国の備蓄水準が六十日程度であった、それから第二に、当時の西欧諸国における備蓄が九十日程度であった、さらにIEA等の国際的な動き、七十日の中間目標、その後九十日の努力目標といったような動きもあつたわけですが、こういった諸般の情勢を勘案し、さらには民間石油企業における実現可能性、こういったものを勘案いたしまして、最低限西欧諸国並みの水準にまで備蓄を増強いたしたいといふことでこの目標を設定いたしたわけでございまます。

○市川正一君 論議の前提として最初に明確にしておきたいと思いますが、私ども共産党も石油備蓄そのものに反対する立場には御承知のよう立つておりません。ただ、現在政府が進めようとしているこの備蓄計画、それが一体国民のためになるのかどうかという点を私は改めてたどりたいのであります。ただし、まだいまおつしやった九十日の備蓄計画、その根拠、これについて言えば、政府はIE甫との関係、IE甫に義務づけられているという問題との絡み合いは一体どうなんでしょうか。この点ひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員（橋本利一君） 第三段階として御指摘のようなことがあるわけです。ただし、理論的には日本も加盟国でござりますから、融通義務を負うことになるわけでございますが、この融通のやり方といたしましては、現在出でる船の行き先を変更するということでございまして、現にそれが他の国に備蓄されているものを持ちにそれを持っていくということではございません。それから、そういう比率を見る場合にも、消費量あるのはその国におけるいわゆる国産原油といつたようなことも考慮されますので、事実上日本のよう大量の消費国であって、しかも国産原油がほと

んど見るべきものがないというような国におきましては、現実論としては日本から融通する、あるいは日本向けのものを他の地域に配給変えするということはますますないのではなかろうかというのがわれわれの認識でございます。

○市川正一君 まずまずないじやなしに、要するに、あり得る場合があるという日本語の反語になるわけですが、私は、何も日本にいまる石油をアメリカへわざわざ運び直すというふうなことを言っているのじやなしに、まさに橋本長官がおっしゃったように、配船途上にある石油がアメリカの方に回されるという可能性あるいはそういう関係が出てくるということをいま肯定なすったように、現実にそういう危険性がある、そういう意味から、決してこれは日本の益になるではないに、逆に言えばアメリカの石油戦略に従属する危険性があるので、ということを私は第一に指摘したい。

第二には、私は、この備蓄が先年の石油ショックのときの実態から見ましても、鉄鋼その他いわゆる石油を大量に消費している力の強い大企業に優先的に配分される危険性が実際にある。特にいまのような大企業本位の経済の仕組みの中では、国民のためには余り優先的に保障するのではなく、いさというときには鉄鋼その他のこういう力の強い企業に優先的に回されるという危険性があると思いますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) まず、お答え申し上げたいのは、先生はただいま軍事に関する御指摘になつたわけでござります。私たちの方は、国民生活に先ほどの役立つかどうかという御指摘に対して申し上げたいのは、昨年の四月にアブカイクの火災事故があつたわけでござります。御承知のように、LPGの六割は輸入いたしております。そのうちまた六割をサウジアラビア、特にアブカイク地域から輸入しておるわけでございまして、さような火災事故が発生した場合においても、私たちとしては、昨年、ちょうど一年ほど前になるわけでございますが、こういった火災事故に対し

て、LPG、特に家庭用燃料として重要性を増しておるLPGの確保について懲然たる思いをしておるわけであるわけでござります。そういった意味から、必ずしも軍事行動以外にもさようなケースもございますので、われわれとしては、必要とするエネルギーをできるだけ確保しておく必要があるということをまず申し上げておきたいと思ひます。

それから、大企業優先じゃないかという御指摘でございますが、私たちいたしましては、国民経済の維持ということは国民生活の維持を前提としておるわけでござりますので、さような緊急事態、非常事態において大企業優先ということではなくて、国民生活を維持するために、あるいは最低限国民経済を支えるためにどのように対応をするかという立場に立つて物事を判断いたしたい、またそれが当然である、かように考えております。

○市川正一君 よろしい。そのお答えはよろしいのですが、実感が果たしてそうなるかという問題なんですね。

そこでお聞きしますが、この備蓄を政府の計画どおり、たとえば昭和六十年というのをとった場合に、六十年度の末に公団備蓄の十日分を合わせると合計百日になりますが、その際に石油タンクの基數とその用地の面積、これをちょっと教えていただけませんか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点につきましては、いろいろな条件がござりますので、一応の前提を置いて、仮定を置いて試算した数字として御理解いただきたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) まず申し上げておきたいのは、現在のタンク容量は一億キロリッターでございます。したがいまして、この数字でいきまして五割アップということで、倍ではございません。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点につきましては、公団備蓄の十日分を合計百日になります。もちろん、立地といつても大変なことでござりますが、私たちいたしましては、いわゆる陸上タンクのほかに、地下備蓄だとか洋上備蓄

といつた経済的、技術的に可能性のある新しい別途の方式といったものも検討いたしておりますが、これでござります。

○説明員(矢筈野義郎君) 石油の貯蔵施設につきましてはすべて消防法の対象になつておりますので、先生御指摘のとおり、地震を含めましてあ

らゆる災害から安全なものになるよう、私ども

の方で今回の教訓を生かしながら十分検討してま

いる所存でございます。

○市川正一君 ひとつその点万全を期していただきたい、引き続いて私どもも追及させていただきたいと思います。

そこで、九日日備蓄の財源として、ことしから

新しく石油税が設けられることになりましたが、

いわば消費税としての石油税の創設は石油製品価格の値上げとともに、国民にとっては実質的に増税をたらるものになることは明らかであります。現に出光興産などは石油税の創設を口実に製品価格の引き上げを公言しております。莫大な納稅をたらすものになることは明らかであります。現に出光興産などは石油税の創設を口実に環境の保全の問題はもとより、この機会に石油タンクの耐震構造あるいは安全基準などについて抜本的な再検討を図るべきじゃないか、こういうふうに考えますが、いま一連の六十年度末の目標などを絡んで、こうした点についてどう考えておられるか、関係方面的の見解を承りたい。

○政府委員(橋本利一君) まず申し上げておきたいのは、現在のタンク容量は一億キロリッターでございます。したがいまして、この数字でいきまして五割アップということで、倍ではございません。

(理事福岡日出麿君退席、委員長着席)

○政府委員(橋本利一君) 石油税は、御指摘のようになります。備蓄財源とおっしゃいましたが、石油税を上げてある石油業者に対して、こうした石油税などを口実に製品価格の引き上げを行なわないよう責任を持つて通産省として指導されるべきであると思いますが、河本通産大臣、どうお考えでしようか。

○市川正一君 いや、最後に大臣にお伺いいたし

ます。

それから価格問題につきましては、われわれいたしましては、エネルギー関係、特に石油の価格につきましては常に深甚なる注意を持って注視いたしておりますと、こういうことでござります。

○市川正一君 いや、最後に大臣にお伺いいたし

私は、時間の関係から、はしょって要点をいろいろお伺いいたしましたが、大別して三つの問題、すなわち、第一は、アメリカ主導のIEAとの關係及び大企業への優先供給の問題。第二は、石油備蓄と環境破壊、重大事故と災害の危険性の問題。第三に、石油税など増税と国民負担の増大、石油製品価格引き上げの問題などであります。

そこで私は、眞の意味で国民のための備蓄という場合、必要なこととして、第一には、IEAから抜け出して、日本が輸入する石油は確実に日本に回されるようにすること、またアラブ産油国との友好関係を打ち立てて平等互恵の経済関係を発展させること、これが第一です。

国民の生活に直接かかわるところに優先的に配分される必要があること。具体的に申しますと、病院、学校、公共施設、農漁業、中小企業、製紙産業などです。

第三には、環境破壊や災害の危険性についてしっかりといた万全の対策を立て、住民参加のアセスメントが実施されること。

第四に、備蓄増強によつて国民の経済負担を大きくしないこと。

こういうことが必要だし、重要だと考えますか
通産大臣の所見を承りたい。

分の石油を中心に始めたいたいにからむことは、もう各方面の理解をいただいておりますが、その場合に柱といたしまして、石油の開発、それから節約及び備蓄、この三つが大きな柱にならうと思ひます。

いま御審議をお願いしておりますのは、備蓄政策を中心とする法律について御審議をお願いしておるわけでござりますが、この備蓄ということは、これはもう当然国民経済全体のために広い意味での日本の安全保障、こういう意味においてこれは実施に移していくわけでございますから、国民経済全体のためになる、こういう立場からすべてのことを判断していくかなければなりませんし、すべ

てのことを実行に移していかなければならぬと考えております。

それからもう一つ、国際的な立場からいろいろお尋ねの御意見をお述べになりましたが、いまこの石油事情というものは世界的に見ました場合に非常に複雑な構成になつております。でありますから、日本だけが世界のそういう複雑な構成から離れて、われはこうするんだと、おまえたちは勝手にしようと、そういうわけにはなかなかいかないわけであります。そういう時代が来ればいいとは思いますがけれども、とてもともいままそういう状態ではない。だから、やはり世界全体の動きの中におきまして日本が一番いい方法は何かと、こういうことについて総合的な判断が必要であると考えております。

において、公害対策、環境の保全、住民との対話、これはもうぜひ必要であるということを強調されましたが、その点につきましては全く同感でござります。

が、御注意を十分体しまして進めてまいる所存でござります。

○鷹尾恒男君
きょう、私の持つ時間かほどんと
ございませんので、承認案件であります鶴岡継維
製品検査所の出張所にちなんて、織維問題に限つ
て二、三御質問申し上げます。

その一つは、さきに通過いたしました特定不況産業安定臨時措置法、その中の業種指定にかかわる問題でございますが、合議は指定業種に当初から別記されておるところございまして、鐵工審

の論議もあったやに聞いておるわけでござりますが、合戦のこれに対する対応、いかがになつておるか。それから、合戦を除く機種に關して、同じようにこの特定不況業種の業種指定の申請が行われる傾向にあるということでございますが、現状はどのように推移しておるか、この点をお聞きし

ておきます。

○政府委員(藤原一郎君) 特定不況産業安定臨時措置法の指定の関係でござりますが、お示しの

ように、合織につきましては法律上業種が特記のあるわけでございます。これにつきましては、先般業界の各社の方からこれに指定されるよう申請の申し出がなされています。したがいまして、現上、文書等三つ、文書等三つを差し上げます。

現在 政令指定いたしますへく 政令の準備を整えておる段階でございまして、いま法制局におきまして平電炉、アルミ、合纖の三業種につきまして政令の案を検討中という段階でございます。したがいまして、そう時日を経ませんうちにこれは指定になるかと思います。

紡績業及び羊毛紡績業が対象として考えられておるわけでございまして、先般纖維工業審議会の總

合部会を開きまして、ここで業種指定をすべきや否やという点について審議がされたわけでございますが、その結果、紡績業ということで業種指定をしたらどうかと、こういう御意見に相なつておられます。したがいまして、他の業種と並びまして紡績業ということで業種指定をしたらどうかと、こういう考え方でございます。その政令指定され

ました後におきまして業界から申請、申し出があるわけでございますが、羊毛紡績業につきましてはほぼ設備処理につきましての見通しがついてお

あるものでございますから、わざわざ早く申し出か
るのでなからうかというふうな大体予想をい
たしております。綿紡績業につきましても大体そう

いう業界の意向のようでございますが、ただ綿紡績業につきましては非常に会社の数が多くございまして、四百社を超える会社でございまして、特に小さな会社が多いものでござりますから、この

三分の二の賛成を取りつけるということに若干時間がかかるかというふうな感じがいたしておる次第でございます。以上、簡単でございますが、○藤井恒男君 そうしますと、合議はこれは特記しておるわけでございますが、織維工業審議会の総合部会で紡績業を政令指定しよう、羊毛、綿紡

ともにその動きがある、そうなりますと、これは

早晚設備廢棄の前提となるところの安定基本計画というものを策定していくなければならないわけ

ですか、前の委員会でも私は指摘したかと思いま
すけれども、昨年暮れごろから合織の輸入が急増
しておる。これは十二月ごろからそういった動き
があつたわけでございますが、このところ、とり
つけ合戦ばかりでなく、レバーリーから、はゞりニス

われ合織のボリエスチル加工糸あるいはボリエスチルの綿、さらにはボリエスチル織物などが台湾、韓国から急増しておつて、この一月から四月までの輸入量がすでに昨年一年間の輸入量をそれぞれ上回つておる、こういうふうに報ぜられておりまます。これは業界側でも非常に困惑しておることでございまして、このようになつて昨年一年間の輸入量が

この一月—四月の間にそれを上回つておるという
原因をどのように見ておられるかですね。円高も

作用しておるということであろうが、これまで行つてきた不況カルテルによる在庫調整が進み、市況が整つてきた、こういったことをやつぱりねらつたものなのかどうか。これは安妥基本計画をつくる上で、附帯決議にも織り込んだところでございますが、輸入問題というものをあわせ考えなければ、ちょうど休眠状態といいますか、力がいっ

ときなくなるわけですから、これが野放しになりますと、安定基本計画に沿って動く行動が一挙に国際競争力を失速してしまうということにもなりかねない、さつて憂慮すべき用意ごとくあります。

「かわなしきをもて要原へき問題たと本にまえ
ておるのです。したがつて、その原因、それから、
これからこういった状況を踏まえて輸入問題をど

う見ていくのか。さらに、それを安定基本計画の中などのように織り込んでいったらいいのか、あわせてお聞きいたします。

の問題でございますが、お示しのとおり、確かに本年の一~四月におきまして合成繊維糸、綿及び織物につきまして非常に顕著な増勢を示していることはお示しのとおりでございます。ただ、それが総量という点からいいますと、全生産量といいますか、国内生産量から見ますと、パーセンテー

ジでいりますと、まだ一%程度のものでしかないわけでございますが、ただ先生御承知のとおり、織維が非常に市況商品であります關係上、わざかな輸入であります、これが市況に相当の影響を及ぼすということもあり得るということでは、無関心ではおれない問題でございます。

また、なぜそういうことになつたかという御質問でございますが、それは昨年の十月から減産を始めまして、不況カルテルに移行いたしまして現在八ヶ月を過ぎておるわけでございますが、やはりその間市況が相当縮まつてしまいまして、特にボリエスチルのファーラメント等におきましては価格も相当持ち直してきたというふうな關係から、ある品種によりましては品物の手当てがやや窮屈だというふうな面もありまして、特に台湾からあるいは韓国からも輸入が急増しておりますが、それが実態でございます。特に特殊の加工系につきましては、そういう面が強かつたようでございますが、一時非常なラッシュの感じでございましたが、実際の糸の使用に当たりますとやはり問題点もありますし、言われるほどのラッシュでは今後ないのではないかという面もございますけれども、やはり全体として十分に注目をしてまいる必要があるうかと思います。安定法によりますところの安定計画を立てるに当たりましては、したがいまして、当然五年間ぐらいの長期の需給計画を立てなければならぬことはお示しのとおりでございまして、その際輸出入の数量というのも当然考へなければならぬと思います。したがいまして、お示しの輸入問題につきましては、追加いたしましたと、輸入も問題でございますが、輸出面に非常に大きな問題がございまして、その半ばを輸出をいたしておりますから、その輸出をどうするかということが安定計画全体のある意味では骨格にも影響いたしますので、その辺も含めまして、合纖につきましては輸出入の点

に特に気をつけて安定計画をつくらねばならぬ、このように考えておる次第でございます。

○藤井恒男君 紡協が現在続いている不況カルテルをさらに七一九にかけて延長したい、これは前回の三ヵ月更新の折にもユーザーである綿工連からクレームがついており、その折、綿工連との間に限られたものという形での默契があつたというふうに聞いておるわけでございますが、今回の七一九の延長に關して、これは紡協側とすれば、現在の市況の問題もさることながら、やはり安定基準に基づいて設備廃棄ということを伏線に持つておるわけで、その必要性は、市況という短期的なものじやなく、ある程度これは肯定せざるを得ない問題だらうと私は判断しておるのだけれども、一面、ユーザーはなかなかこれはオーケーということがあります。

本計画に基づいて設備廃棄ということを伏線に持つておるわけで、その必要性は、市況という短期的なものじやなく、ある程度これは肯定せざるを得ない問題だらうと私は判断しておるのだけれども、一面、ユーザーはなかなかこれはオーケーということがあります。

○藤井恒男君 紡績は、いまの時点での価格を見りつあるわけであります。局長としてその辺を、日の前の問題ですから、どのように裁いていかれたいと思います。

○政府委員(藤原一郎君) 短纖維紡績関係の不況カルテルの延長の問題でございますが、六月末で一応切れまして、七一九延長するかどうか、非常に現在デリケートな面にござります。綿糸の価格の面、それから在庫といいますか、在庫の面から考えますと、不況カルテルを延長するにはやや困難な感じがいたしております。

また、その経緯について申しますと、先生がお示しのように、前回延長いたしました際に、ユーザー側の綿工連その他の方から、非常に高騰した場合にはいつでも打ち切るということで、私どももそのような行政指導をするつもりで発足をいたしたわけですが、ございます。今回につきましては、したがいまして、状況として、それよりも市場としてはやや縮まった感じになつておりますので、当然需要者側は今回打ち切りという考え方对立つても当然あります。

○政府委員(藤原一郎君) 羊毛紡績関係のカルテルでございますが、これは全體といたしましては、やはりまだ需給ギャップが非常にございまして、価格もなかなかコストをペイするまでにまらないという状況でござりますので、これはまだしばらく余裕がございますが、いまの判断といたしましては、延長せざるを得ないのではないかという感じがいたしております。

ただ、四八双糸の特殊の枠をつくっての問題でありますのは一三三、四一六と実は多少ユーザー側の反対がありましたけれども、若干無理をしたことを前提にいたしますと、綿の現状からすれば、ここで一度外したらどうかという感じがしないわけでもございません。ただ、相場を見ますと、現物は非常に高いのですが、先物が安い、輸入が多いということを考えますと、若干の不安要因はあるわけでございます。したがいまして、当面そろそろ決断をしなきやいかぬわけでございますが、現在の私どもの感じとしては中立の感じでございまして、需要者側との折衝の状況というものを見守つておるという状態でござります。

○藤井恒男君 紡績は、いまの時点での価格を見れば、なるほど御指摘の動きはあるけれども、十分を考えれば、これはそろばんがはつきりわかるわけでして、この辺も十分考えなければならないかね。そうすると、まさに御指摘のように、綿工連も前からいきさつもありまして、そう簡単にいかねだらうと思う。だから、十分これは慎重に取り扱つてもらいたいと思います。

それから、羊毛紡績会の方の延長の問題に対し、どのようなになるのか。

ささらに、四八双糸の規制問題が前回は実施されましたが、今回これを再びもとに戻せというたはずですが、今回これを再びもとに戻せという動きもあるようです。そうなりますと、これは中

小に影響してくるわけだけれども、やはりこの換金という問題も出てまいりますし、片寄った増産

ということが起きるやもしれない、この辺はどういうふうに行政指導をおるのか、あるいはこれ

から問題としてどうするのか、どうでしょう。

○政府委員(藤原一郎君) 羊毛紡績関係のカルテルでございますが、これは全體といたしまして

は、やはりまだ需給ギャップが非常にございまして、価格もなかなかコストをペイするまでにま

らないという状況でござりますので、これはまだしばらく余裕がございますが、いまの判断といたしましては、延長せざるを得ないのではないかと

いう感じがいたしております。

ただ、四八双糸の特殊の枠をつくっての問題で終わります。

○柿沢弘治君 本日は特定機械情報産業振興臨時

措置法案についての幾つかの質問をいたしたいと思います。

まず、基本的な考え方を少し大臣にお伺いをしたいと思いますが、先般不況業種対策の法律が成立をいたしました。さらに中小企業については円高対策の法律ができておりますし、このたびは機械情報産業振興臨時措置法、また機械情報産業についてこうした法律ができるのであれば、次は生活産業について臨時措置法ができ、基礎産業について臨時措置法ができて、さまざまな分野が全部こうした振興臨時措置法というので埋まつていくという心配もないわけではない。どうも、そもそも日本の産業もこうした政府の手による助成から離れて一人立ちをすべき時期に来ている。いつも甘えた子供が過保護のママにすがっているような形で成人をしていくのだろうかという点については、私どもは非常に疑問を持っております。特に個別企業についてすら、佐世保重工が危ないといえど経理大臣がわざわざ乗り出して救済をする。そうした政府の姿勢の中に、本当の自由企業、強靭な自由経済体制をつくつていこうという考え方があるのかどうか疑問に感じる場合もあるわけでございます。

今回の法案がそうした意味で最後であるというのならよろしいのですが、また特定工業振興臨時措置法というのが出てくる、アルミをどうやって保護するかというような問題が出てくる。果たしてそくした形で日本の自由経済体制というものが、その活力が保たれるのかどうか、その点について産業政策を主管しておられる大臣の御見識を伺いたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 自由主義経済はかかるべしという基本的なお考えにつきまして私も同感でございます。しかしながら、いま石油危機以降の世界経済の大混乱、また日本経済の混乱、まだおさまっておりませんで收拾過程にござりますので、その過程では若干の例外も万やむを得ないと考えております。

そこで、からの産業政策であります、一

番の基本は産業構造を高度なものに順次移していくことが一番の中心であろうと思います。

そのためには幾つかのことをしなければならないわけでございますが、一番大切な分野でしかも一番おくれておるもの、こういうものは戦略産業として、時間を限りまして、しばらくの間は政府がめんどうを見ていかなければならぬ、あるいは

バックアップをしていかなければならない、こういう考え方に対しまして、今回の法律にも限時立法七年間という制限を置きましてお願いをしておるわけでございます。次から次へつくつていくのではないかという御配慮でございますが、こういう形のものを次から次へつくる考えはございませんが、ただできるだけ早くお願いをしておるが、ただできるだけ早くお願いをしておるわけでございます。

三の深刻な業種がございます。あるいはまた対象にならない業種がございますので、これに対してもやはり何らかの救済策が必要だ、時間を限つて救済策が必要だと、このように考えております。にわかつて次から次へつくると、こういう考え方にはございません。

○鈴沢弘治君 それではお伺いいたしますが、少なくとも個別企業の救済に対し政府が介入をしていくということは、原則としてやらないといふふうに考えてよろしくございますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 原則として、個別企業の救済をやつておると切りがないわけでありますから、これはやらないというのが原則でありますけれども、しかしながら、中には非常に影響の大きいものもございます。影響といいましても、いろいろな意味での影響があるわけでありますけれども、

ども、まあ政府が若干のところをやりますと、それは立ち直る、そして大きな効果が出てくる、こいつものは、現在のような混迷期にはある程度の例外はやっぱり起つてくるのではないかと、こう思つております。

○鈴沢弘治君 経済の活力を維持してこれから体质の強い日本経済をつくつていく上で、やはり企業の経営責任、経営者の責任というものはしっかりと問わなければいけないと私は思いますし、それに対する妥協であります。

○鈴沢弘治君 ゼビ諸外国からの不公平競争といふ批判を受けないように対応していただきたいと思います。

それから、期限を切つて対策を講ずる、これも必要だというお話をございますが、私もその点について全面的に反対するものではありません。しかし、今回提案されております機電法にしても、

機電法が期限が切れるから、これをぜひお願いをしていく、そして貿易収支で黒字が出れば日本は成長力が高いのだ、日本の企業の技術がすぐれているから当然だ、諸外国はそれに相応する努力をしないから悪いのだという反撃をした場合に、それが公正な国際競争と言えるだろうかといふ点について疑問を投げかけられるのは、私は、

先方にも一分の理があるというふうに思うわけでありますから、そういう特別のものはできるだけ早くお願いをしたいと考えておりますが、本日お願いをしておりますような法律をあらゆる分野にわたつて次から次へつくると、こういう考え方にはございません。

○鈴沢弘治君 それではお伺いいたしますが、少くとも個別企業の救済に対して政府が介入をしていくことは、原則としてやらないといふふうに考えてよろしくございますか。

○國務大臣(河本敏夫君) 原則として、個別企業から、この産業構造の転換というものは、近隣諸国からの追い上げ、それに対処するためでもありますから、また最近のエネルギー事情、それから環境に対する考え方の変化、こういうことから産業構造の変化をやつておると切りがないわけであります。そのためを大きく転換していかなければならぬ。その過程におきまして、日本として非常におくれております、しかもまた、おくれておるけれども、これが将来の基幹的な戦略産業になる、こういうも

のに対しましては、やはりある程度の援助がしばらくの間は必要だと考えております。諸外国からの攻撃、非難等を受けないように十分配慮をしながらやつていくつもりでございますが、いまお述べになりました原則につきましては、私ども全く賛成でございます。

○鈴沢弘治君 ゼビ諸外国が切れるにつきましては、今まで大問題であったわたくしの機電法が切れるにつきまして、今後どうするかというのを実は大問題であつたわけがございます。私どもは、私どもサードだけの新規のものをくつづけてくる、これでは少し安易に過ぎるのではないか。臨時措置法の名に反するというふうに思いますが、それどころか、その点についていかがでしよう。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘ございましたように、機電法を四十六年に制定をしていただきまして、七年間運用をしていただけでございます。そこで、ことしの三月三十一日で期限切れとなつたわけでございまして、その後どうするかというのを実は大問題であつたわけがございます。私どもは、私どもサードだけの新規のものをくつづけてくる、これでは少し安易に過ぎるのではないか。臨時措置法の名に反する

というふうに思いますが、それどころか、その点についていかがでしよう。

○國務大臣(河本敏夫君) 今度お願いをしております法律は、将来の産業構造転換の一つの大きな柱になる、こうしたことでもありますし、それから、この産業構造の転換というものは、近隣諸国からの追い上げ、それに対処するためでもありますから、また最近のエネルギー事情、それから環境に対する考え方の変化、こういうことから産業構造の変化をやつておると切りがないわけであります。そのためを大きく転換していかなければならぬ。その過程におきまして、日本として非常におくれております、しかもまた、おくれておるけれども、これが将来の基幹的な戦略産業になる、こういうも

そこで、私どもが考えましたのは、機械情報産

業の持つ五つばかりの特殊な重要性というものを踏まえまして新しい法制を考えたわけでございますけれども、先ほど先生がお述べになりました客観的な情勢の変化というもの、特に最近におきましては国際摩擦というものが相当大きな問題になつておりますので、そういう問題にどう対処するかということも踏まえ、かつ国民生活の変化、また国民のニーズの高度化、こういった要望も踏まえながら今後の機械情報産業のあり方とというものを考えてみますと、そこにやはり法的な裏づけがありまして、緩やかながらも一定の目標のもとに緩やかなガイダンスを行っていく、こういう必要があるのじやないか、こういう判断をしたわけをございまして、決して機電法が切れてその延長、あるいはそれにつかわるべきものを単にお願いする、こういった考え方ではなくて、いま申し上げましたように、審議会の御答申あるいはその間それをベースにいたします各界のディスクッション、そういうものを通してここに新法の形でお願いをした、こういうことであるわけでございまして、私どもいたしましては、それなりに機械情報産業の今後の持つべき方につきましては十分慎重な配慮をしてまいりたい、かよう考へておる次第でございます。

○柿沢弘治君 たとえば今回入つておりますソフトウェア業、そうしたものについて新しい助成体

系の中で何らかの时限的な措置を講じていきたいということであれば私も納得しやすいのですけれども、従来のパターンをそのまま受け継いで特定機械、電子機器、それをそのまま続けていくといふのが現在の国際経済関係の中ではいかがなものであろうか。たとえばコンピューターについて言えば、周辺機器も含めてアメリカ側の最大関心品目として関税率の引き下げを求められている。政府調達の開放を求められている。そうした中で、こちらはこちらで政府の助成をしていくのです、げたをはかせて市場に出すのだということで果たして国際的に納得が得られるだろうか。むしろ、この辺については、もう政府としては、それは子

供を裸にして外へ出すのは忍びないかも知れないけれども、目をつぶって国際競争場裏に出すといふことが長い目見て大切なのではないか。まだありますから、緩やかながらも一定の目標のもとに緩やかなガイダンスを行つて、こういう必要な形で保護をしていかなければいけないのであるわけですから、電子機器を依然としてこなした形で保護をしていかなければいけないのでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のございましたコンピューターあるいはそれを含みます情報産業につきましては、私どもいたしまして、今後の日本の経済の中にビルトインされるべきわめて重要な産業ではなかろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。しかしながら、いまお述べになりましたように、コンピューターというものは、たとえば關税の問題あるいは政府調達の問題等々、特にアメリカを中心的にいたしまして幾つかのリクエストを受けているわけでございます。それはそれだけに日本のコンピューター業界にとりましてもまた外国のコンピューターメーカーにとりましても大変好ましいものではないか、こういうような気持ちを持つておるわけでございます。

○柿沢弘治君 それにしても従来の政策のパターンのしつばみらしいのが入つていて、大規模な事業の開始などに対する勧告、共同高度化計画をやっているところに外資が入ってくる、それは何とか締め出さなきゃいけない、こういう法体系は、いま言った閉鎖的なものはできるだけ排除していくといふ通産省の考えの中でも依然として必要なんでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のございました第十三条の勧告の規定は、私どもいたしましては、外資を対象にしたものとは考えておりません。むしろ理解としては、中小企業の分野調整的な規定というふうな意識を持つております。つまり、共同事業等を通じまして、中堅中小企業の方々がある種の共同事業等をして合理化を促進されておりますときに、より大きな資本が出てまいりまして、大企業がそういった中堅中小企業の方を席巻するような場合には、そういう方を対象にいたしまして勧告をしたいといふことがあります。したがいまして、私どもは、もうコンピューターは、日本のコンピューターもこれで大丈夫なんだという気持ちがある半面、将来のコンピューターというものの日本経済に及ぼす影響の大ささを考えますと、果たしてここでもうリースしていいのかどうかというのは大問題で

ないかと、こう思うわけでございます。ただし、従来とつてまいりましたように、何らかのバリアを設けまして、外資系のものにつきましては相当なコントロールをして、国内のものはわが子かわいさの余りに一生懸命かわいかる、こういうやり方は好ましくないのでないかということでございまして、基本的に外資と国産メーカーの共存共栄方式、設置台数で具体的に申し上げますならば、おおむね半々ぐらゐのシェアで外資系と国産系が共存し合う、こういう形が日本のコンピューター業界にとりましてもまた外国のコンピューターメーカーにとりましても大変好ましいものではないか、こういうような気持ちを持つておるわけでございます。

○柿沢弘治君 それにしても従来の高度成長時代のような誘導政策といいますか、助成政策の効きにくい分野であることでも事実だと思うのです。どうやってコンピューターのプログラムの開発を国の力で助成をしていくか、国の力で誘導をしていくか、これはまさに民間企業のさまざまなか創意の中で前進をしていく分野であつて、國のお手伝いのできる分野というのは比較的少ないのではないかと思うわけでござりますけれども、コンピューター産業といふのは、御承知のとおり、日進月歩の産業でございまして、現時点におきまして優位性を保つことはならないわけでござります。IBMの三七〇对抗のシリーズで日本は一応成功いたしましたので、そういう評価を受けておるわけでござりますけれども、その次の世代、つまりFSといわれるもの、これが一九八〇年代の初期にはあらわれてくると思いますが、これにつきましては必ずしも日本というものはアメリカの力で打ちでけるかどうかは問題があるところでござります。したがいまして、私どもは、もうコンピューターは、日本のコンピューターもこれで太刀打ちできるかどうかは問題があるところでござります。したがいまして、私どもは、もうコンピューターは、日本のコンピューターもこれで大丈夫なんだという気持ちがある半面、将来のコンピューターといふものの日本経済に及ぼす影響の大ささを考えますと、果たしてここでもうリースしていいのかどうかというの

確かに法文上はソフトウエアのウエートというものは余り大きくなつた形になつておりますけれども、實際、政策を遂行するビービアといったしましては十分その点に配慮を払いまして政策を行つてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○委員長(補正俊君) 他に御発言もなければ、四案件に対する質疑は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これまでより採決に入ります。

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですが、これまでより採決に入ります。

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですが、これまでより採決に入ります。

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですが、これまでより採決に入ります。

○委員長(補正俊君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

対馬君から発言を求められておりますので、これを許します。対馬君。

○対馬孝且君 私は、ただいま可決をされました

法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・公明党・日本社会党・民社党及び新自由クラブの六会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

〔賛成者举手〕
案文を朗読をいたします。

○委員長(補正俊君) ただいま対馬君から提出された法律の一部を改正する法律案に対し、その具體化に努めること。

四、液化石油ガス販売事業者の経営の近代化、体质改善のための施策を積極的に推進すること。

以上であります。

○委員長(補正俊君) ただいま対馬君から提出された法律の一部を改正する法律案に対し、その具體化に努めること。

以上であります。

四、液化石油ガス販売事業者の経営の近代化、体质改善のための施策を積極的に推進すること。

以上であります。

○委員長(補正俊君) ただいま対馬君から提出された法律の一部を改正する法律案に対し、その具體化に努めること。

以上であります。

四、液化石油ガス販売事業者の経営の近代化、体质改善のための施策を積極的に推進すること。

以上であります。

絶滅を期するため、法第十五条に基づき必要な事項を消費者に周知させるに当たつては、液化石油ガス販売事業者が消費者との十分な対話を行う等によりその実をあげるよう指導監督を強化するとともに、広報活動、学校教育等を通じて国等の消費者保安啓蒙活動を抜本的に充実強化すること。

○委員長(補正俊君) 次に、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を

〔賛成者举手〕

旨を尊重いたしまして液化石油ガスの保安の確保等に遺憾なきを期してまいる所存であります。等に遺憾なきを期してまいる所存であります。

○委員長(補正俊君) 次に、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の举手を

〔賛成者举手〕

化され、巨額な資金を運用することにかんがみ、財政資金の効率的かつ厳正な運用に十分に配慮するとともに、そのための体制を整備すること。

○委員長(補正俊君) ただいま對馬君から提出された法律案に対する附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者举手〕

○委員長(補正俊君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(補正俊君) これより請願の審査を行います。

第一一九号構造的不況及び円高対策に関する請願外百九十二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において慎重に検討いたしました結果、第一一九号構造的不況及び円高対策に関する請願、第四八八一号中小企業の不況対策に関する請願外一件計三件は議院の会議に付するを要するものにして、内閣に交付するを要するものとし、第二二一號大規模店舗の改正促進に関する請願外百八十九件は保留と決定いたしました。

以上御報告いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいまの報告どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(補正俊君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

危険ばた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措

置法案、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、五案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(補正俊君) 次に、対馬孝且君から文書をもつて都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(補正俊君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱い等を委員長に御一任願いたいと存しますが、御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(補正俊君) 次に、対馬孝且君から文書をもつて都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存します。

理事会の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補正俊君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

それは、理事に大森昭君を指名いたします。

(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

昭和五十三年七月七日印刷

昭和五十三年七月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局